

可然哉、又は一応出入ノものニても遣し先方存念承候上、義絶可仕哉、愚按ニ落不申ニ付、何卒此決断被下候様ニと申聞候、我等答候は、私は御政事ニ似寄候事、惣而表立たる事ハとんと預り不申、蟄居中ハ神明ニ誓居候故、かたく御答ニ及不申候、

二 七月十九日 (宇野甚助宅に甚助を見舞)

五半比^(頃)宇野甚助、甚助年来懇意ニ申聞、時々珍菓贈来□、眼病引込ニ付見舞且家福ノ祝ヒニ豊水画、予所題者贈之、主人喜甚、其母出逢齡六十八云、拜孫太夫靈位久而去、孫太夫江戸定府ノ時見ニ参、其後不来屈指十年所也、我等と甚助とハ隠頭道を異ニスるゆへ訪来候は甚好不申候得とも、年来ノ深切難默止、十年ふりニ尋候也、志かし陰顯異候ゆへ此後ハ先尋不申心得也、

三 八月二十一日 (仙石左兵衛、役付に復歸)

今日仙石左兵衛殿御城代被仰付、十一年ぶりニ役付ノ由、今朝良岱^(自題)来、話久之、

三 八月二十二日 (仙石左兵衛来訪、役付を吹聴)

今日仙石左兵衛殿御出、御通ニて、此間御役付之御吹聴、御丁寧被仰聞、一太郎厚誼殊之外喜被申候、十一年目、今朝は蘇生ノ心持とて喜バレ候、大殿様御在世御勘氣御赦免と申は、無此上難有、十一年ノ間よき修行いたし、大分心得候事多しと被申候、予、慇懃と寛則得衆と之理、能々御味ひ候様申候、殊之外悦之、久閑談して帰被申候、頗有志之人ニ候也、

三 九月四日 (仙石久道逝去)

今朝大殿様御危篤ニ付、御目付以上出仕、其外惣代御機嫌伺有之、実は今曉七時過御逝去被遊候旨、井上源吾内々申聞候由、予も三十年蒙御懇意、近年来御目見も不致候へ共、遺憾之至、無申計候、いまた御弘メ

3 仙石騒動発覚、弘道館講師締役に復帰

無之故、素読小音にて会読亦然、

夜、(喜妻与兵衛カ)五よ来云、(午之助)杉原官兵衛養子、杉原牛、離縁之事、可痛心哉、

杓 九月二十三日 (対来閣取り壊し予告を受ける)

此夜和尚咄ニ、寺社奉行が対来閣取払候様御用番談之候旨申聞、何故取払候事や、一向分り不申旨被咄候故、我等ハ和尚様へ上ケ候事、取払なりと、打碎て薪ニ被成なりと思召次第と申笑ひ申候、(弁上)今日謙蔵来、其通申候故、同様答候也、

*対来閣は桜井良蔵の屋敷々地内にあつたが、良蔵が蟄居を命じられたとき宗鏡寺へ寄進を余儀なくされ、移築された。その場所近辺に仙石久道の墓地が造営されることになって、取壊しが命じられたのである。

3 仙石騒動発覚、弘道館講師締役に復帰

(1) 天保六年(一六〇歳)

杓 正月十九日 (荒木玄蕃らを入れる牢舎造作完了)

晩てつ来、(采賀のこと)同前、てつ云、今朝より出町牢三軒出来

候よし、今明日仕立ノ様被仰付なれと、今明日ニハ出来不申ニ付、明後日迄ニ仕立候よし、町中ノもの皆々肝を潰し居候、夜前玄蕃様が私方へ古金類御払被成度持来、并ニ今日魚屋町ニて玄蕃様ノ雜道具セリいたし居候、誠ニノモツタイナイ、涕ノこほれる様ナ事と申聞候、夜亦七軒町よし来云、只今長谷川矢柄様へ参候ニ今朝が詰切ニて昼も晩も弁当也、今夜五ツ過ならてハ帰るまいと仰ラレタ、牢屋ノ建ので出石中ノ大工集て居候と申聞候、矢柄ハ御普請奉行也、扱々長嘆息致候也、

杓 正月二十二日 (正啓、山村貞が良蔵を称嘆するを語る)

晩、携籠天訪松浦正啓病、病少間談話久之而去、

正啓云、山村貞殿、阿なたノ事ヲ被申候、良蔵ハ先

年以來自分ノ非を知て研磨し、格別徳ニ進ミ、追々道義慎ニ成た、アレコソ誠之大儒と申もの、弘道館などもアノ様ナ人ヲ教授ニして引立たナラ、追々実学ノ人が出来ませふ、今ノ教授ノ様テハ何之益ニもならぬ、詩文ヲ達者ニスル斗ハ道徳ニ益なしと被申、阿なたノ事ヲ殊ノ外称嘆して居ラレマシタト申聞候、

又云、一太郎様・三郎様ノ事ハ兎角道義ニ志薄ひと被申候、且一太郎様ノ弘道館詰切ヲ被申候ニ、道ハ人倫日用ノ中ニ有、然ルヲ人倫日用ヲ欠て弘道館へ詰切といふハ、一向濟ぬ事と被申候と申聞候、

*一八三四年(天保五)十二月二十八日の日記に、良藏は「山村貞殿 今晝死去、近来頗信けんニ学、可謂有志、噫」と記している。

癸 正月二十六日(荒木玄蕃ら三重臣入牢)

今早朝より世間さわかしく御年寄中も五時御出仕之由、斎藤甚太夫来、告別一再語而去也、今朝荒木玄蕃

殿・仙石主計殿・酒勾清兵衛殿へ御物頭并御馬廻・御目付罷越、罪状申述、切腹被仰付処、罪一等御有免にて剃髪の上、囚之場所へ罷越様被仰付ルとの事之由、出町矢根屋太左衛門宅三ツニ仕切、牢出来、右へ入、御馬廻式人ツ、番いたし候由、荒木信太郎式十人扶持、仙石富太郎へ式十人ふち、酒勾薫隠居・蟄居十人ふち、原敏郎も隠居・蟄居十人ふち被下、土岐雄之丞隠居・蟄居せかれへ百石被下、神谷七五三も隠居・蟄居三十俵三人ふち、せかれへ被下、荒木ハ伊木町谷野才兵衛跡へ屋敷かへ、仙石富太郎へらら^(町)丁服部弥兵衛跡へ屋敷かへ、杉原^{土岐}午之助も蟄居、扱々けしからぬ事、恐入驚人とこふ可申様なし、一太郎・三郎呼寄、唯々黙して此度之一件、是非善悪不申様ニとくれくれ申付置候、^{御用人}東隣荒木甚兵衛も御役御免、御目付格、慎被仰付、我等うら^ら通路被頼候、くれくれもけしからぬ大變絶言語候、此上幼主御安泰、御家ニ疵付不申様是のミ奉折候也、三人ノ衆、天理ニ随ひ、自反修徳して被居候へ

は、今比は皆々御年寄へ帰役にて、無何事勤仕被致候は必定違ひ申さぬ的也、然ルヲ私智を奮ひ、左京殿・静馬殿・貢殿・宇野甚助四三人の罪をかぞへ、上書致され候より如此大変ニ至候、恐るへしくく、浮来ふねたるもの何事も天理ニ随候様、是亦所黙折也、朱子ノ語ニ、聖人之於天地如孝子之於父母と、此語尊ムへし信スへし、聖人ハ天地之命ニ背かず、孝子は父母之命ニ背かず、至言尽言、誠ニ国之大变故今日は会業も休候而戦競罷在候也、前ニ残候磯野六郎次も隠居・蟄居、せかれへ四十俵四人ふち被下候由、源太左衛門先年丙戌之変也(文政九年)手初して変を興し、夫故段々転変して如此ニ至候也、噫、

六 正月二十八日(荒木ら入牢の報に井上謙蔵長嘆息)

七十三翁甚七来云、在方ニても御三人御入牢ノ事承り、飯ヲくハぬ先ニ聞た者ハ其飯ヲよふくハなんだと申聞候、晩、井上謙招飲、謙も殊之外長嘆息し、入相

比来^①り四時前帰候、夫迄長嘆息のミいたし帰候、有志之士ハ皆如此也、今朝も中沢加左衛門来大嘆息無限也、

九 正月二十九日(願成寺密堂の警戒の弁を聞く)

哺後東隣荒木氏贈以雉羹、主人喜甚、夜、携小沢女訪密堂禪師、小室相迎煎茶供赤飯飲甚、初更後辞去、激雨、(中略)

今夜願成寺密堂云、ケ様ノ時節は不存寄横難之来るものゆへ、今晚も阿なたへ一人ニて御尋申したいと存ました、ケレトイヤく一人阿るき不宜と用心し、遅疑して居ましたと申聞、甚以尤之至、所謂敬之一字の守り也、工藤親兵衛先年下郷強訴ニ箠笠にて出候而、終ニ御尤^(とが)メ蒙り隠居して格禄減候事、不敬之故也、仍而一太郎・三郎へも得と申聞置、

一〇〇 二月朔日(原敏郎母(市郎右衛門妻)の歌)

井上謙蔵来賀(ほか八名の来賀者は略す)、井上謙云、

原敏郎母此日屋敷かへ之時うた

別連行 宿の名残はおもほへず

住阿らしたる跡ぞ はづかし

此情の閑雅なる称すへしと、予いへらく、賢女といふへし、通例ノ女なれハ、迫つて自殺もせふか、左なくハ病を興すへきに、勝れたる志と予は深く感しぬ、原ノ家三百三十石ノ禄にて、代々重役も勤たるもの也、今纔十人ふち、敏郎蟄居・隠居、無男子家將断時也、

101 六月七日 (河野瀬兵衛打首)

今日河野瀬兵衛打首被仰付候由、昨日夕用意有之、今朝六半時申渡有之、直ニ松繩手御仕置場ニて斬首致候由、御郡奉行・町奉行・普請奉行・御目付立会有之、五半時比無滞相濟候由、御郡組須貝良吉殊外手際よく首打落候由、

極楽も 地獄も捨て 虚空なる
たましいハ

雲井に残り 君を守らん
間宿し

右瀬兵衛辞世のよし、土壇ニ直り高声にて申候よし、尤

牢屋にて御酒被下、余程酔居候由、言舌志かと分りかね、先右様ニ聞へ候よし、嗚呼、瀬兵衛弑百石之家ニ

生れ、父七郎兵衛御番頭格御用人にて、御小姓頭勤居、

祖父十太夫御年寄也、然るを瀬兵衛暴戻恣睢なる生れ

付にて、忠と不忠と孝と不孝ヲ取違へ、荒木・仙石・

酒勾・原四家ヲ引込、江戸御同姓様方へ上書し、生野

地役人姉鞆之渡部角大夫より重キ御方様へも上書し、

江戸・出石大さわきニ成、上御名穢し候様ノ事仕出し、

今日右様御仕置ニ成候は、さてく無是非次第、畢竟

不学無術之弊にて狼愎之性を遂げ、如斯ニ至候、可恐

可戒、まだも此辞世、人を怨(とが)み尤めず、君を守らんと

申候は此上ノ出来也、くれくも人としては常々学問

研究して忠孝仁義を取違へ不申様、よくく詮義(義)いた

し可置事也、所謂明善固執之者也、可思々々、予ハ其

罪ヲ悪んで其人を悪まず、さすが故旧之情にて今朝ハ

心不楽、度々存出、不便ニ存候、齡ハ五十四、五なら

ん敷、死骸ハ□多共、水上村へ埋申候由、

此夕、河野新太郎・弓削甚左衛門御宅御用にて、甚左ハ三十石減知御役御免、新太は隠居・蟄居・つなき(き)扶持三人ふち被下候由、其外諸親類差扣伺おびただしき事也、

一〇二 六月十三日 (河野瀬兵衛辞世の歌)

晩、西山拙翁招飲、同席者乗竹弼拳家及柘植惣左衛門・中村八郎左衛門・松井左兵衛也、二更前帰家、

惣左衛門町奉行加り被仰付、七日瀬兵衛御仕置場所出候ゆへ今晚くわしく咄聞候、辞世をもよく聞へ候由

極楽も 地獄も捨て 虚空なる

雲間に宿り 君を守らん

右通相違無之候由、土壇へ直り至てよく落付、見事なる事よし、髪をかきなで候時、暫待くれと申、畢而首差延へうたれ候よし、首打落ス前、南無道之助様、くくくと三口唱へ首うたれ候よし、其志阿われむへ

し、氣多筋・豊岡刃殊之外瀬兵衛をほめおし候由、生神のように申と昨日藤助咄候、豊岡の事ハ今晚承候也、

一〇三 七月十一日 (宇野甚助来訪、養生の節を説く)

哺後、宇野甚助来、久惟談論更進

甚助生れ付気早キ男、何事も進ミ過候、才氣有、余徳不足之人ゆへ、最初養生ノ事より説□、元氣充行者寿といふ語よりいろくノ談ニ及ぶ、常々臍下ニ氣ノ充る様第一也、其氣ノ充るハ放心ヲ取る也、其放心ヲ取るハ敬ノ一字ニ有と、敬ノ致し方、主一無適ノ法よく咄申候、且士ハ晩節を保つヲ大切とする訳ヲ丁寧反復ニ咄申候、殊の外感心致、薄暮迄咄、辞歸候也、

一〇四 閏七月十五日 (仙石主計家、土蔵取り壊し)

乗竹弼来、吾妻与兵衛来、井上謙藏来、萩主善来(中略)

吾妻与兵衛云、今朝杉原官兵衛殿へ参候処、御家内左京殿事之被申ニ、此間里へ行て見るニ、隣家富太郎御宅の土

蔵(背田)よいた町のもの買候よしにて、けっこうな白壁の土蔵ヲ崩して居りました、惣体けっこうな普請で、床大面ノ板なとハ江戸ノ大廻して取寄られたといふ位、庭なども唐絵の様ニけっこう成見事ナ事、それが草ぼう／＼として阿われナ事、付てハ私方ノ家なども、午之助が格別骨折て、わたくし夫婦ニハ知らせもせず、ヲモニ造酒様ノ御差図てこしらへ、今此通り不縁ニ成、午之助もそふいふて居る、水の泡ニ成たと、さて／＼心持のよふなひ事でござりますと被申候よし、実情之申方也と咄候、我等心ニ感し、不覚涕を催し申候、午之助心中察入、造酒殿跡如此ニも感し申候、杉原内人ノ申分、尤至極ノ事也、

*里とは「さとがえり」、杉原官兵衛の妻は左京の姉である。この記事によって、左京宅と造酒宅とは隣りあっていたことが分かる。現存の内町の屋敷門は、左京宅と造酒宅との両家老屋敷共用の屋敷門であったのであろう。門を入ると道路が奥に伸びていて、その道を挟んで西側(現美術館の位置)に造酒宅、奥

まった東側に左京宅があったと想像できる。文化年間(一)の絵図によると、仙石造酒宅は現在の永沢製陶所の辺りである。そして現存の屋敷門の場所は左京宅からの道路と内町の通りとの三叉路になっていて、そこに何らかの建築物のあったことを示す記載はまったくない。文政年間に至って造酒宅は現在の美術館の位置に屋敷替えされたのである。そして左京・造酒両家老宅が隣りあって屋敷を構えることになり、その機会に現存の屋敷門は建築され、付近が整備されたのではないかと思われる。

一〇五 八月十七日(仙石左京らへ江戸召喚の報届く)

午時、池口(忠)中恕来云、自江戸七日切早飛脚今朝来候由、何分非常ノ事、恐入候と申聞、八ツ後三郎自外帰云、公儀ノ左京殿・静馬殿・宇野甚助・大塚甚大夫・渡辺誠助・麻見四郎兵衛・鷹取己白・斧七、三十五日限ニ被為召候由、并ニ出町牢舎ノ三人、清兵衛・主計・玄蕃三人も被為召候由、皆々明日出立と聞へ申候と申聞、誠ニ／＼大変不可言也、晩方河合内人左京殿妾

腹ノ子つれ来云、左京様たとへ病氣にても是非罷出候様、途中にて死候とも不苦と被仰出候由、左京殿大さわき故、子供衆預られ候て守りニこまると申聞候、誠ニ無二の大変、御家ノ凶恐入候事也、鬱々楽シマズ、唯々長大息のミいたし居候、

一〇六 八月十九日 (左京ら出發)

今曉左京殿・静馬殿・宇甚(宇野甚助)・麻見四郎兵衛・小川八右衛門・鷺見久左衛門・鷹取己白・斧七等出府、昼八ツ時後、玄蕃・主計・清兵衛、阿ミ乗物にて出立、警固は白井廉之助・中西弥右衛門兩人也、

一〇七 八月二十一日 (仙石左兵衛急出府)

今日、八後、仙石左兵衛殿急出府、供も揃不申ニ殊外急出立被致候由、不知何事

一〇八 九月二日 (桐野加茂神社神主來訪、藩政を氣遣う)

晩、桐野加茂神主高岡出雲來、上此度ノ大変殊之外恐入、御所替などニ成候てはと甚以氣遣、数代蒙御厚恩居事、甚以恐入、同志ノもの願出候而も不苦ものニ御ざ候哉、親とも頼候御懇意被下候且那樣故、極内々奉伺旨申聞、予答て、尤至極ノ事、実意ニて中心より出候て宜候へ共、少ニても取飾取拵候事ハ甚不宜と申答候、又申は、此後御政事は迄とハ改り可申哉、是迄通ニてハ下分立行不申と申候故、夫レハ今ヲ知レ不申候へ共、ケ程ノ大変故是迄ノ御模様トハ切かわる事天理也と答候、

一〇九 九月六日 (美含郡頭庄屋ら、出府嘆願の是非を問う)

午前、轟平四郎來云、此度罷出候は、御上様御大変殿様御身分御災難來り不申候様一統奉祈、美含郡百姓惣代として頭庄屋兩人江戸表へ御嘆キニ罷出申度、則頭庄屋兩人召連罷出候處、御代官中村小次郎様ヲ、下分存念之所ハ尤ノ義(儀)ニ思召候へ共、畢竟御役人共御尋

問筋御呼出候儀、下分ニ而阿んじ候様ノ儀ニも無之間、出府之儀ハ先無用ニ可仕旨被仰渡候故、明日ハ罷帰候と申聞候故、我等申候ハ、其様ナ事ヲ彼等ガ申ゆヘ此大變ガ起る、此様ナ大變ヲ御阿んし申サイデ何ヲ御阿んしモフスゾ、品ニよテハモハヤ上ヘ申上ズ関東ヘ御嘆キ申モ宜からん、先々帰テ父方齋ヘトクト内談致シ可然、我等隱者ノ事、公私内外つね々構不申候ヘとも、此度ノ様成大變ハ隱者トテ黙して居られぬ故申也、此旨父ヘよく々申伝くれ候ヘと申聞置、

二〇 九月八日 (二太郎をなだめ出府を思い止まらず)

今朝一太郎・三郎一所ニ相談、一太郎是非江戸へ罷越旨申ヲ能々なだめ、三郎ヘも一朝之怒忘、其身及其親非感乎之意、精々申聞置、

二二 九月十三日 (山田八左衛門ら明日江戸へ出発)

七時過(後)ミたと与右衛門来、一再語去、至倉品氏、夫

婦相迎欲甚、対紅葉再筵托盃、便有政事堂有事出来、主人直去、御用人不残至服部氏宅云 少頃杉原三郎兵衛急半身不立旨申来、皆問疾去、予与内人下婢共酌、其頃大次郎帰云、明日大勢江戸行有之旨、大變也と申、誰と問に、山田八左衛門殿・仙石小太郎殿・大森登殿・徳永半左衛門・恵崎又左衛門也と、けしからぬ事と驚キ、直様取酒茶具辞去、時暮六時過也、山田・服部門内外けしからぬさわかしき事、玄関先高張如昼也、帰則、三郎自大藪婦、かれ是相談之上、一太郎、山田殿・服部殿へ罷越伺候処、三郎江戸へ罷越可然旨御評(議)儀相濟、山田八左衛門出府ニ付差添罷越度旨願書出し即刻濟候、時四時前也、夫々支度して曉七時出立、そ(忠)う々敷事也、草川三右衛門・本間反爾皆来具弁、池中(忠)想来贈言、予一目不合也、且承ル、九月三日左京殿着、四日荒木・仙石・酒勾着、五日正六時御呼出し、八過相濟候処、左京殿・玄蕃殿・主計殿・清兵衛殿、脇坂様へ御留メ、残は御屋敷へ引取候よし、左京は大

罪人此方へ差留ルトノ仰ノよし承ル、玄・主・清三人
髪月代改、麻上下大小取出候よし、けしからぬ大騒也、

二三 九月十五日（処判当日の瀬兵衛の言動）

山中良助来云、以十八日之作州収米也、

良助ハ下目付也、極密之申聞候は、今年六月河野瀬

兵衛打首ノ時、御徒目付兩人・下目付兩人ニテ牢ノ口

ニテ罪状読渡し有之候、中々不承知ニテ、夫レデハ主

意か違ふ、夫レハケ様ノと申時、御徒目付叱付て、

此時ニ及てトテモ遁レヌ事、云訳ハ無用也ト大叱リニ

叱り付候由、其時瀬兵衛申候ハ、夫レナラ勝手次第、

然し、わしを殺スト江戸ノ方カラ六ツかしく成て来る

ぞ、わしハ死テモ死ハセス、是迄トハ自由ニ諸方ヘ行

て人々と相談スル、ア、下分ヲ一度安心スル様ニして

やるふといふたニ、けふわしヲ殺した跡で雷か鳴なん

たら、わしか生がたへたと思へ、かミなりが鳴たら、

わしか生が有と思へと申候由、

右其日出役面々へ、今日ノ瀬兵衛へ申渡并御請ノ模

様決而他言致申間敷旨被仰渡候故、今日迄他言不仕候、

極密々御咄申旨申聞、此様ナ無理ナ御成敗ニ被成、天

道様へ濟筈ハ御座りませぬと申聞候、右六月七日晩大

雷雨御座候、誠ニ恐ろしき人、さすが御侍様でござり

ますと感し咄申候、

□日御普請奉行岡部鉄五せかれへ咄候由、瀬兵衛へ

申渡ノ書付□記ニ留メ申度、御加し被下候へと申候所、

此度ノ書付ハうつすニ不及トテ御郡奉行見□不申候、

濟ヌ事ト立腹致候由、又稲垣云、牢詰ノ□多、アノ様

ニ不承知ノ人、殺候てもヨフゴザリマスカト申候由、

捨札ニ罪状書キ申が天下ノ法ニ候処、棄札ナシ、不相

濟事ノ由、

太田多仲来云、曾我備後守様御勘定奉行ニテ、生野

ノ方請ニテ、瀬兵衛渡スましと強く被仰候処、周防守

様渡候へと被仰、無抛被渡候由、

二三 九月二十日(御家に疵は付かぬと領民の評)

午前中郷藤助来云、近来、上御事評判直り御家ニ疵ハ付ぬくと申様ニ成候、先達而御所替ノ、半知ノと申候時ハ、銀札通用六ツかしく有之候所、此間々通用よく成候と申聞候、是又天意可戴可欽、此上、上御武運奉祈外無之也、

二四 九月二十二日(藩吏、領民の出府嘆願を押し止める)

長良三郎太夫・香住勘助来云、此度之大変奉恐入、殿様御身分御故障無之様御嘆キニ出府仕度旨申出候処、江戸へ一応申遣候上にて罷出候へと被仰候、右ニ付趣意書付差出候様御代官被仰聞候故、何卒旦那様御書取被成下候様奉願旨申聞、予申聞候は、夫レは無用ノ事也、其方杯めいゝ存付次第願出候てそ、上御為ニ可成候、出石御役人へ伺、江戸掛合ノ上願出るなど申ハ拵候事にて、一ツも実意分出候ニは無之、役ニ立申聞

敷候、其方など不申合、めいゝ存念次第ニ出府いたし願出候ハ、趣意書もいたし可遣と申聞候処、甚以御尤至極、御上ノ御詮義御念入過て私共も氣先くじけ申候、左候ハ、今一応アマリ強可申上と申、引取、晩河野忠左衛門来話、話延次郎事、夜又再ひ来、携酒与予談話久而去、

荒木玄蕃殿江戸にて初日之御尋問ノ答へよく通り、協坂様御役人殊ノ外ほめ申して、アレナラ千七百石がヲシウナイ、ト申候由、小川八右衛門々佐久間正之丞へ申来候由、

二五 九月二十四日(江戸便着、さらに八人召し出し)

夜前御便着、江戸表ノ模様、左京殿・甚助は脇坂公ニ御差留メ、静馬殿・弾右衛門殿・官兵衛殿・甚太夫・保・耕兵衛・門平・己白八人伝馬町牢へ入候由、尚又此度自公議左ノ人別、瀬戸鷗助・土岐雄之丞・酒匂薫・杉立以成・谷津善之助・吾妻与兵衛・嶋ヤ半左衛

門・草川三右衛門被召候由、けしからぬ事也、

二六 九月二十五日(井上謙蔵、江戸藩邸心痛の状を伝える)

昨日ノ八人今朝八時出立候由、午前井上謙蔵書状到来、江戸邸中皆枯貝ノ由、可嘆ノ至也、何分けしからぬ大変心中痛不可言、

二七 十月三日(松平康任への献金、きびしく穿議)

(一太郎事)
 苗云、宇野甚・岩田丹も伝馬町へ参候よし、左京殿より三百兩ノ時規、周防様へ献上被遊候事、きびしく御穿義^(議)有候由、

二八 十月四日(入牢中の左京警固の模様を伝える)

昨日本間源次兵衛自江戸帰去、左京殿、今以備前公へ御預、二重板固ノ牢其外三重ニ警固ノ侍・徒士・足輕相堅メ居候由、左京殿大小御取上ニて御預ニ相成時ハ、アハレ至極ノ事と申候由、九月五日ノ夜、脇坂公

が静馬殿・甚助走り帰、宇野ハ箱提灯持候て御用部屋へハイリ候由、是翌日ノ相談ヲ急候ゆへ也、豪傑も今夜大うろたへじヤと横山弥三右衛門申候由、

二九 十月六日(左京らの留守宅を見舞う)

今朝訪左京殿・静馬殿及宇甚助、是ハ三人共師弟之間年来親しく有之故見廻候也、此度之大変善悪ニ拘ら須、師信を全ふスル意也、左京殿内室逢候、静馬殿御母公及室人ニ逢候、御母公七十余誠ニ〳〵気毒千万也、宇野にても室人、母儀及孫太夫ニ逢候て、いづれも鄭重慰諭して退帰す、帰路至多田氏小酌、午饭而帰、

三〇 十月八日(公方様御直裁と申す姿の由)

江戸表ノ事、此方ニて存候より存外之大変この度ノ儀ハ公方様御直裁と申姿にて、御老中水野越前守様・寺社奉行脇坂淡路守様にて、御目付平瀬平次郎様、尋問之趣、言上有之ましく中々言語ニ絶候大変、志かし

驍藏一分成たけ夫々申上置候由、尚驍へ逢候上之略之、

三三 十月九日（荒木玄蕃の留守宅を見舞う）

薄暮、訪荒木信太郎氏、（逢カ）其女及祖母二婦人、予当春以来無さいたした訳申述、殊之外喜び被申縷々談去、帰途訪生駒富太郎氏、見其母其祖母、此間青木蕃太夫妻死弔慰也、

三三 十月十三日（仙石富太郎の内緒書き上げを手伝う）

今日、一太郎富太郎殿ニ被頼其内緒書綴之、蓋御家門故内緒書出し不申ニ付、上ニ無之□、依之新ニこしらへ候由、晩承候へは、此度御呼出ノ人々不残内緒書上候様被仰出候由、脇坂侯深キ思召と忍察致候、

三三 十月十五日

（殿様の読書三昧はいらぬことと甚助語る）

今朝堀新九郎来、茶談良久、此人有高志、隠情可嘉也、

堀云、江戸にて宇野甚助御小屋へ同姓源太夫と参候

て、源太夫殿様へ御茶湯少々御すゝめ申旨咄候処、甚

助申ニ、御茶ハよし御大名ノ書物さんまいなとんと

いらぬ事、書物ハ御聞被成たけれハ儒者を呼て講尺御

聞被成ハ夫レテ濟事、御自身ノ書物さんまい、とんと

いらぬ事と再三申よし、又当春も私方へ甚助来りいろ

く咄ノ上、又其事ニ移り、同じく殿様ノ書物さんま

いとんといらぬ事、書物ヲ御読被成と理窟ほう成てい

けぬ、どうぞ真龍院様（仙石政明）ノようナ殿様ニしたいものと、

くり返し申候由、家内ガ次ノ間から聞て居て、かわつ

た事ヲおっ志やると、帰りノ後申候と咄聞候、けしか

らぬ事也、

三四 十月二十九日（宮津藩、出石家中との文通を禁ずる）

此間宮津へ聞合ニ参候野田源八悴良藏とか申もの此

夜帰候由、宮津は殊之外きひしき御触にて、近親たり

とも出石家中へ文通致へから須、勿論参候とも逢申間

敷との儀、良藏姉参居候所、主人□□□□ノよし、依而いろく内分頼候而模様承候処、然ラハ極内々として申由上ハ御幼年之事、御高ニ疵付不申、御所かへも無之、御屋敷がへ位ノ事にて済可申と申由、然レハ此間稲垣にて承候平尾吉右衛門申候と合申候、先々右にて大安心致候、并松平周防守様も御出勤被成よし、曾我様・筒井様も御出勤ノ由、右御用人慎ニ咄候由、かれは大ニ安心申候、并ニ嶋ヤ藤藏送り参候、町同心も昨夜帰候由、是も周防様御出勤と申候由、瀬戸鷗輔始一組ハ大小御取上、箱入ニして御屋敷へいつれも帰候よし、十一日と十四日御呼出し有之候由、以成は浦ノ御堀ニ橋かけ通路致候事、有体ニ申上候由、平井順司は脇坂様御白州^(洲)へかけ込、玄蕃儀幼年にて父主殿ニはなれ、私父次太夫育て申候、玄蕃不都束私共不都束ニ御座候、急度罪ニ被仰付被下様と申出候よし、依之近江様へ御預ケ也、

*十一月朔日の記事に「今夜平井順司脇坂候へ差出候

願書一読、一昨日ノ模様とハかわり候也、不贅比」とある。

三五 十一月七日（仙石家内紛、將軍熟知の背景）

三郎信（江戸より帰途の手紙）云、今日四時過久畑着、

七時前帰来、一太郎未帰（昨日より大敷出張、暮過三郎

帰着、其前一太郎^(并上)帰、夜団欒可欲也、謙藏一所ニ帰来

（三郎と共に江戸より）、謙藏亦来、^(未問カ)謁反爾、^(永カ)徳^(忠)来、多

田助之来、池口中怨来、

謙藏・三郎申聞ル所ニテモ、先々上ニ御故障なき趣

無此上有かたく存候、全体事ノ^(起カ)□□^(付カ)公方様よく御

存被遊候由、是ハ大奥様^(起カ)酒井様へ被仰込、酒井様^(付カ)公方様へ出候事と申事ノよし、弾右衛門・官兵衛兩人、

大奥様へセマツテ誤一札御かかセ被申候よし、御立腹

ノ所ニ有之由、神谷転より事^(起出)□□候のミニ無之と申事

ノよし、

*酒井様とは、一五万石姫路藩主酒井忠字のことであ

る。忠学は一八三二年(天保三)一二月に將軍家育の娘喜代姫を妻に迎えた。そして久道の妻常真院は酒井家の出である。常真院は里がえりしたとき、立腹を藩主に語り、それが將軍へと伝わったのであった。

三三 十二月二十七日(出石藩領が半知となった経緯)

夕、謙藏来、予贈盆蘭、謙喜甚携而帰也、夜李弥来、今朝謙藏申候由、江戸々申越候脇坂侯不正也、三奉行御立合ノ御吟味願旨申人有之、脇坂侯御立腹にて、三奉行立合御吟味被成候所、外ハ皆改易ト御申、脇公一人イヤ／＼是ハ家老共ノ不都束故、主人ノ家ニ疵付道理なしと被仰候、榊原主計頭様御申、道之助モハヤ幼年トハイワレヌ、其上播磨守近來迄政事いたし居候也と御申、脇公イヤ／＼播磨守ハ病耄、道之助ハ若輩何も不及事と大ニ御争ひ出来候、水野越前様、中ヲ取半知と御差図有之候由、右申人ハ仙左兵衛との也、扱々残念千万、先達而取さた有之通、死罪はしめ出石ニ

て有之さへすれハ、内々ノ御取斗無此上事ニ候処、さて／＼嘆息ノ至也、謙藏・三郎居候内、左兵衛殿専ら被申候故段々とめ申候所、急々帰発申談し、跡にて手筋ヲ以被申込候と見へ候、中川様御出ノ節も再三取押而御逢被願候時も、右三奉行ノ事可申為メ也、噫、

三七 大晦日(良藏の左京・甚助に対する述懐)

此度江戸にて此一件ヲちよんがれニ作候、コレハ他向ニテ作候也、決テ御屋敷内ノ作ニテハナシ、然所如左、其文ノ中ニ左京ガ首ヲ焼て粉ニしてくらつてやつても足りナイ男じゃ、にくひやつじゃとてんでニいゝますといふ、ケ程ニ衆人にくみ候ては天ノ捨ル所、イカントモスベカラズ、可懼可慎之至ナ利、

左京此度之大罪難申尽候得共、全体之所ハ補佐さへよく候得は志有之生質ニ候処、全く宇野甚助兄弟三人にて追々阿しき方へ引入候事ならんと残念千万ニ候、宇野甚助事、一ト冬幽蘭舎へ入込、修行もいたし候

位、近来御用人ニ成候迄ハ其昇進ノ度毎ニ我等方ヘ吹聴ニ来候、其間も折々訪来、少ツ、道義ノ談も承り喜び申姿ニ有之、真実篤志ノ所も有之哉ニ存居候所、此兩三年以来、不斗心付、是ハ我等を出シニ遣ヒ、世間ヘ之見セかけにいたし候也と申事、追々相見ヘ申候、其詔ハ兩三年前分追々民を取扱候事きひしく、残忍刻薄ニ成候、我等方ヘ来候時、教諭申聞と一向不似合ノ取斗而已ニテ、我等申所ヲ少ナリ共用ひ候様子見ヘ申候ヘハ、志有之所も相知レ申候得共、我等ヘ折々心を通ハす様ニ見セかけ、内実は少も我等申道ヲ用不申候、是其証拠ニ候、夫レヨリ追々誠ニ甚助入魂のもの山口順亮、并同役のもの大塚甚太夫より内々承候得は、下民ヘ慈悲はとんと無之、并ニ学問辺ニ志ハトント無之と申事相知レ申候、ケ様ニ我等不明ニ相過候ても、畢竟ノ所ハ十年以来隠遁ニ居候事故、世間ニ交不申、世間ノ事一向不存、不迎詐、不繞、不信、居申候故、我等を志たひ来候ヘハ、道ヲ志とふ事と存居候也、乍併、兩三年

右ノ通、自然と其真面目ヲ顯し候も皆是天道自然ノ道理ナリ、先年以來も時々茶井菓子ヲ贈来、我等宇寥を屈し申姿、是も旧来之交ヲかヘ申さぬならんと存居候処、右通兩三年甚助胸中ヲ見届候得共、此方ガ絶候様程ニも無之、此方ガも、のけずそヘズ阿しらひ居候、今度御召後其母を見舞ニ一度参候も其落日ヲ見て捨るハ君子ノ心ニあらずと、左京・甚助・静馬留主ヘ一度見舞参候也、甚助なども人ニ金銀を阿たへ、少もおしミ不申事など、よき所も有之候処、畢竟功名ヲ貪る生ニテ兄弟共、外ニ望ハナイ、立身出世サヘスレハヨイト常々申候よし、是其倒るゝゆえんな利、君子ハ実ヲ務て功名ニ意なし、故ニ永久不失也、何分ニも第一ノ民ヲ虐したる所、無此上大罪也、恐るへし、慎ムへし、甚助なども今少道ヲ知り居候ハ、此大罪を請ましき也、功利ノミニ志し、くれくも残念千万也、戒むへし、懼るへし、

一、此度御裁許前ニ御領分百姓共願出度、幾度敷出府

致かけ候處、御代官が強て差留無理ニ出府いたし候へは繩かけ可申旨ニ付、無余儀相止申候、扱々是斗は生涯ノ遺恨ニ候、時之執政家なども是斗は大ニ不出来、無申分事也、噫、乍然、我等は当月廿日以来閉口申候故、人ニ向ケ様ノ事、一言不申述、唯々心中嘆息ノ余、此ニ筆し置もの也、

宇野甚助学問不用事、当十月十五日条下ニも有之、驚入たる事也、堀話、

東照権現様御うたに

世の中に にくしと思ふ人ぞなき

罪有身をば 猶ふびんにて

右をもて此度の罪人を おもふへし〜

(2) 天保七年(六一一歳)

二三 正月六日(良歳、仙石久道の病薨を悔やむ)

早天より御家譜点検して往昔之事色々相考、

殿様御不運、何も御存知不被遊ニ御半知といふへと胸ニ迫り候より、不斗存候は、後年何卒折節読書日新之政被遊候而御領分一統帰服仕様ニも被為成候へ、其時宜ニ従ひ一命ヲ捨て公辺へ奉願、御元高ニ復セラレ候様之道無之ニも阿らすと、色々其道筋考、此度之御裁は誠ニ明白ナル事ニ候へ共、殿様へ之被仰付政事之儀ハ第一之儀ニ候所、家来共家政取乱し候を其心附も無之段、無調法至極ニ被思召との義、(儀以下同)恐入候得共、此方様などにては御入部も無之内ニ御政事之御心附なと決而無之義、皆国家老へ御まかせ被置候事、此段へ何共恐入事也、且左京より御尋問度毎ニ、一々播磨守へ伺、取斗候旨申上候故と申憚も有之候得共、大殿様は余程先年ノ御病薨、御失禁も度々ノ儀ノ由、御側向承居、已ニ四年以前玄蕃・主計・清兵衛・市郎右衛門が上書へ、左京・静馬・貢・甚助相手取差上候其書中ニも、御用不被遊ハ其まま御差戻し被遊、決而當時ノ御用部屋へ御見セ被遊被下ましくと認有之を、何ノ事

もなく左京始四人へ御見セ被遊候、是其御病毫ノ証拠也、君ハ父、臣ハ子也、其申事御用なく相手方へ御見セ被成候へ、中々御平生ニて無之事ニ候、此等之所ニて残念至難申尽候、右等之所相考、日暮ニ至候、

三元 正月七日（瀬兵衛にまつわる奇怪事）

夜、喜平来、

喜平云、旧臘十二月廿八日夜、不思議ニ雷鳴致候、其時、須貝良吉、堀幸之進様之大小盜候て今朝出奔いたし候よし、十二月廿八日ハ瀬兵衛ヲ生野にて捕候日、七日ハ、六月七日瀬兵衛殺候日にて、則良吉太刀取致候也、雷鳴ハ瀬兵衛靈魂之験と申事と咄候、いかさま奇ナル事也、

尚此外ニ奇事ハ八月、出町三人出府前、□多村ノ上ノ山ニて夜深、度々大声ニて、出スゾ、近く出スゾと呼候よし、牢番ノ下目付・足輕等承候者申候、扱八月十七日飛脚着候ハ、瀬兵衛百ケ日ノよし、又瀬兵衛百

ケ日逮夜弓削甚左衛門宅へ兄弟相寄候処、灯明ノ油ノ

中へ血一トかたまり入有之由、油ヲ入かへ候処、又血

有之候よし、親類ノもの咄也、又六月七日瀬兵衛云、

わしハ死ハセぬ、其印ニハ今日中に雷鳴ガスル、雷鳴

なくバ死たと思へと申候、其通七日夕雷鳴甚しく候由、

此四奇ト良吉時ノ三奇ト合七奇也、

死日ノ雷鳴ノ事ハ九月十六日ノ日記ニ委、

一三〇 正月十七日（脇坂候は軽く相濟候様の思召のところ）

此日無異事、（一太郎）（三郎）与苗・苙二兒談国事、且謀開郷学之事、唯各自反修徳無怠懇勸云、夜月色頗明、

此日江戸何某々書面到来、其書中ニ此度ノ事、脇坂公ノ思召軽く相濟候様ノ思召ノ所、左京始手強く一々

周防様へ伺、ケ様〳〵御差図にて取斗、（計）以下同并播磨守様へ

伺、御差図にて取斗候旨強く申張り候ニ付、周防様重

キ被仰付ニ成、此方様も御半知ニ成、誠ニ残念至極と

申来、

二三 正月十八日（領民騷擾のなかつたことが改易を救う）

今朝酒勾蕉々金沢源之進へ差越候書状一見致候、此度ノ事、第一陪臣ノ出入ニテ御老中様其外御役人様へ故障出来候事、其類無之、并ニ獄門・死罪・追放等ハ御役宅ニ而被仰渡候先例ノ所、御老中様御引合有之ニ付、御評定所ニテ被仰付候由、且百姓背キ居候事出不申ハ莫大之御恵ノよし、民ノ背居申事出候得は御改易之由、何分上御若年故三万石相立候由、此所有かたく可存旨相聞へ候よし申来、保輔・己白なと軽く濟候も、公儀格別ノ思召と相聞へ候旨也、脇坂公今度之御捌御手際宜、御転役も可被成哉ノ評ノ由、大勢ノ被仰渡御一人ニ而御読被成候由、

二三 正月二十一日（田中八左衛門、山田父子を預かる）

午前徳太夫来、囑山田生於田中仁右衛門、仁右衛門は丹波成松代官也、山田生は八左衛門父子也、是近日

持有追放之公命故也、田中は徳太岳翁故託去、

二三 正月二十七日（深夜堀新九郎来り、良藏に魚羹を贈る）

後園雪消頗入春色、唯此国難心緒不安、可憐哉、苗也（太郎）示渡渡辺誠助書、繡縷千万言、奇男子哉、其憂国之情、真可称、持少年壮気、欲所快于一時、（中略）深夜、堀新九郎来贈魚羹、稲垣源五左亦来、此夕、与苗・苾同酌、且論当此時、唯当反身修徳静虚以待他日之用而已ニ去、

二三 四月八日（虚無僧寺三派の類別を聞く）

明暗寺役僧魯道来訪、齡三十一、善書元笹山藩中人、派ハ水分流儘為宗派 正字通

虚竹派・京都明暗寺

虚無ト云人アリ、故ニ虚無僧ノ名、明暗寺ニ有、

今ニ虚無僧本寺ト書、是楠五郎正勝ト云正成ノ曾

孫也、故ニ明暗寺紋菊水ヲ用、

活僧派・青梅鈴法寺ヲ、メ武州 牛込へ出、

（金洗派・小金一月寺 浅草へ出、目黒にも末寺有、右之
 総州

通三寺とも派別ニ付、仲不宣、争威姿有、明暗寺ハ紀
 州由良ノ興国寺ヲ本寺ノ様ニスル、興国寺和歌山より
 十里東南ハ南海第一之禅林ト云大地也、往昔法灯国師
 入宋して尺八ヲ吹、俗居士四、五人つれぬ、法灯も尺
 八ヲ吹（か脱）れたり、夫故元祖ノ様ニして有也、唐僧ニ普化
 禅師ト云有、一流かわりたる僧にて鈴ヲふりて俗居士
 の様ニ有之、其流ヲ志とふ俗居士四、五人也、夫故虚
 無僧ヲ普化宗といふハ是普化禅師ノ始り也、普化ト
 臨濟ト問答ノ書ヲ本則といふ、以上魯道ノ話、
 又云、明暗寺ハ住職ニナレハ剃髮授戒、則興国寺ニ
 行てスル也、院代ノ内ハ有髮也、有髮ノ内ハ肉食スル、
 妻帯ハセス、外宿スレハ妻帯スル也、

三五 五月五日（五月三日の降雹被害を聞く）

辰後、三省来

三省一昨日（五月三日は陽曆換算六月一八日に当たる）帰

居候処、八ツ過忽氷下、迅雷烈風にて真暗ニ成、大サ
 手指ヲ繞らす位、氷うつす如くふり候由、ひしと地ニ
 敷、すきまなく候由、麦も不手廻しにて未タかり不申
 ものハ誠ニ坊主ニ成候、穂ハ一ツも無之、桑も不残打
 落シ、梨子・柿・栗青葉なし、都而青キモノ少も見へ
 不申、稲ノ苗皆打破候由、百姓今日ノ食物なく、手業
 も出来不申よし、けしからぬ大難渋なり、伊津・上
 山・浅野・大坪・船谷ト五ヶ村（計）斗、右通ノ由、就中伊
 津・浅野はげしく降候由、大坪・船谷ハ生野領也、此
 方杯へ三村ノ願出候由、氷ノ大ナル掛目六十四匁有之、
 三省方庭中ノ氷昨日いまた消不申候由、誠ニ近年承不
 申事也、氷ハ〇如此丸く候由、

三六 五月二十七日（正順和尚、杉原官兵衛の苦闘を語る）

八半時頃、携宗吉訪正順和尚、雨声対酌、閑静甚

薄暮辞去、此日八時過降雨、

和尚云、一昨年春以来杉原官兵衛菟角御用多ニて得

御尋不申と被申越候、五月ニ成被參、大方半日余も被居候、堀田喜次郎・井上藤兵衛□来候、官兵衛と食後対談、外人居不申時ニ申聞候へ、扱々此度之件ハ誠ニ心配、頭ノ毛もぬけるめニ逢ましたと申候故、夫レハ如何之事ニ候やと申候所、イヤ御咄申セハ長イ事、先追取申候へは、公儀御勘定奉行名前ヲ指て、これ〳〵ノ向御呼出しニ成ふも知れぬと御内意有之、夫レハト申て大ニ心配いたし、御老中ノ方夫レ〳〵手ヲ入レ、先ツ御呼出しも無之様ニいたし相濟候、且御内輪ニても常真院様之方以之外六ツかしく候所、ナンテモ押強く、これハどふでもこふ被成ねバなりませぬと、なんても押て〳〵押ぬき、とう〳〵ヲモワク通りニ致此間迄ニ濟ました、夫レテ少手違ニ成ました故、今日參りましたと申聞候、夫レは先々御安堵之事、先々大事ニ成不申、珍重至極と申答候、然レハ一昨年以來、公邊ニては御呼出し之御催し有之候事と和尚咄被申候、右は品川東海寺ニて之事也、

和尚又云、当二月比(頃)か、左京(仙石久道)天真院様御墓前へ献上之石灯笼倒レ有之、同じし並ひノ分も何ノ事なく、左京(仙石久道)獻候斗倒申候、依之此間御取捨ニ成申候、ふしき成事と被申候、

*河野瀬兵衛召し捕りに失敗したとき、対幕府工作のため、岩田静馬と杉原官兵衛が一八三四年(天保五)二月に出府した。そして仙石支族や仙石久道の夫人常真院らに対しても、説得工作を行なった。そのときの杉原官兵衛の述懐談である。この記事によって、常真院がどのような語気をもって酒井忠学に憤りを伝えたか、おおよそ想像できよう。

三三 六月七日(瀬兵衛は真忠・実忠を存候ものには無之)

去歲今日河野瀬兵衛見刑、今周一歳而大変化如此、可恐哉、可警哉、噫、(中略)

瀬兵衛事、去年六月七日ノ日乘ニ記置候忠ト不忠ト孝ト不孝トヲ取違へ、荒木・仙石・酒勾・原四家ヲ引込、江戸・出石大さわきニ成、上御名穢し候様ノ事仕出候旨記有之、是ハ四家へ被仰渡井瀬兵衛へ牢屋口にて

申渡書付ノ旨ヲ人ニ聞候故、夫レヲ以決断致右様ニ記置候也、然ルニ此度公辺御吟味ノ趣意ハ、瀬兵衛四家ト申合候ト申ヘ、全く左京・甚助工たくらミ拵た書付明白ナリ由此觀之、則去年記置候は其趣今日と相違致事も可有之、乍併いづれ瀬兵衛真忠・実忠ヲ存候ものニは無之、其訳委曲ニ論候へは長く有之、大略一・二ヶ条申候へは、十五、六年廿年も以前ノ事、養父河野弥三郎祥月命日ニ当リ、親類草川源右衛門今ノ三右衛門 養父ナリ 焼香参候処、瀬兵衛朋友一兩輩参リ、瀬兵衛魚ノ料理致居候而、源右衛門御焼香ニ参候旨申候処、誠ニ／＼肝ヲ潰し、大ニ迷惑致候由、常々甚我強ク狼狽ナル生レ付にて、兄弓削十右衛門なども理屈ヲ申候時ハいつも持余シ、取扱ひニ困り入候位ノ男、中々人ニまけた事など無之、がっぱりノ性ニ候処、此時源右衛門ニ対し誠ニイカ感カ□瀬兵衛も迷惑致候旨、其節さた承候、又其後夜ノ経王寺本堂ノ前ニて足ヲ折候時などノ事も甚不宜次第ニ候、荒木甚兵衛いまた青木半司たる時、弓削甚左衛門、松

井牧太宅ニて飲酒居、酔後瀬兵衛申ニは、是カラ経王寺へ行て天然ガ談義ヲ聞てやらふト、半司同道ニて参候、天然房ハ談義儀ニて頗上手ニテ候処、いろ／＼毀チ誹りなとして帰候時、本堂前ノわづか之雨落ノ端道ヲ下り候ニ、ふミ損して足ヲ折、其時くらがりて探つて、ナムサン足ヲ折タ、天然ガ罰ヲアテタト申候由、一向ふミ立候事ならず、半司肩ニかけ、甚左宅迄帰候よし、是も其節承候、此二事ニて其人可知也、サレトモ一種ノ奇男子ニて任侠風有之、視死如帰場所ハ有之候、且遠慮なく人ノ非ヲ申くれ候男故、我等其所ヲ有益として稀ニ逢候得は、よく阿しらひ遣し候、外ニ心添致くれ候事ハ一向無之候得共、馬術稽古并御覽御見分ノ節なども甚深切ニ予がくせ有処ヲ少も遠慮なく、一々申くれ候、人ノ申さぬ事迄申くれ、甚忝存候事度々有之候、夫故右通阿しらひ申候也、然ルニ此度ハ左京・甚助余り大不忠ニ候故、瀬兵衛大忠臣ニ世間一統存候也、

伊川先生曰、每読史到一半便掩卷思量料、其成敗然
後却容有不合処、又更精思其間多有幸而成不幸而敗、
今人只見成者、便以為是敗者、便以為非不知、成者
煞甚也有不是敗者煞有是底、

又曰、読史須見聖賢所存治乱之機、賢人君子出処進
退便是格物、

此二条熟読すへし、予が心ノ在処自明白也、されとも
瀬兵衛、視死如歸從容不迫、極楽も地獄も捨て虚空な
る雲間ニ宿り君を守らんといふ、且臨死、南無道之助
様くくくと三口唱候へ感心之至り、且一身之死生ニ
て天象を動し候事度々有之候は、奇男子といふへし、
荒木・仙石・酒勾・原四子も、忠ハ忠ナレトモ実忠・
真忠・誠忠ニは到りかたし、老公へ上書ノ始末、時節
ともに間然なき事あたわず、後生子、弥よくく研覃
し、誠忠を可心懸事也、終ニは何一つ御存不被遊、殿
様之御身分ニかかり御半知ニ被為成候事、誠ニく思ひ
之、賜九回いたし候ハ無是非次第也、渡辺角太夫杯も

此度ノ事大功有之なと申向も承候へ共、是以中々左様
ノ事ニ無之、其為人忠孝仁義ヲ存候とは申かたからん、
思ふへしく、

三六 六月十九日（草川三右衛門、脇坂侯の勞をたたえる）

午時、草川三右衛門來飯

草川云、此度脇坂侯ノ御骨折ハ中々可申様も無之、
殊之外之事也、已ニ御老中にてハ御改易ノ評有之候処、
脇坂公ヲ家来ノ悪事主人へかゝり可申様無之と被仰候、
御老中にては金森ノ当りにて、家来ノ悪事主人へかか
り申旨被仰候時、脇坂公被申ニ、然レハ此度松平周防
守不調法ハ何方へかかり可申哉と御申被成候、同老中
御困りノよし、

三九 六月二十日（出府の頭庄屋らへ貞恭院酒料を贈る）

早天、養父又右衛門來、昨日自江戸帰着云、色々江
戸御模様申聞、

又右衛門云、此度江戸へ罷出候御領分ノもの共十五、六人ノ所へ、貞恭院様ヲ御酒料として金五百疋被成下候、段々御懇意にて、此度罷出候を御満足思召旨也、

其後、貞恭院様ヲ殿様へ被仰候は、近年下分きひしき御取立、誠ニむごき御政事ニ逢、此度御手ヲはなるゝこそ幸と思ひ候半と存ノ外、御前が御厚恩を存候て、御手はなれざる様ニ百五十里も公儀へ願出候、殊勝之至なり、以来とも此事忘れられぬ様ニとくり返し御意被成候よし、貞恭院様御側ノ向ヲ又右衛門申聞候よし、有かたき御一言、落涙を催し候也、

殿様よりも厚物袷、其時節ニ随ひ十五、六人ノものへ被成下候よし、

一〇 六月二十一日（出府の頭庄屋ら嘆願の模様を語る）

杉立以成来、以成云、左京獄門ト被仰渡ト、道心取（同カ）て白砂投たり、凡一間半程なげ申候、誠ニく手きひしき事、犬ノ子ヲ取扱ふ様ニ縛り上て首筋ヲ取て路次

ノ外へなけ出し、目前ノ地獄ト咄申候、

夕、丹後一步忠藏・作州明見友三郎来、託矢田井書、忠藏・友三郎兩人とも皆親々ノ名代ニ罷出候、親々ハ皆大庄屋也、忠藏申候は、常々旦那様御教諭を蒙、有かたい事承候故、此度も大ニ徳ヲ取申候、私ハ御老中様へ捨訴、御門ニ張付申候、くわしき事ハ私日記、近日御慰ニ奉入御覽度と申候故、見セ候へと申置、忠藏等六人にて三手ニわけ、御老中・御目付・御勘定奉行・寺社奉行・町奉行方へ捨訴いたし候由、其詰りは中川・阿部二侯へ二通ツ、上書願書差出候よし、公儀へ願書と、二公へ上書となり、其文へ全く旦那様去冬被仰聞候御趣意ニ書出候、外ニ而も大ニ感心致くれ候、全く旦那様之御陰と喜ひ申候、上総屋（不明のため脱カ）兵衛と申郷宿ニ居申候、公事人九十斗も居候、亭主云、是て、此御衆ハ但馬ノ旦那衆じゃ、公事人トハ違ふなと申、殊之外よく阿しらい、仙石様ハ、本御政事がよいて、御百姓が出た、御政事が悪ふてハ中々出ぬと申候由、中

一 東門日乘

川様にて何かノ御丁寧、誠ニく恐入候、私共ヲ御侍
様が貴様ノ御呼被成候、御小屋十九畳も敷申候所
へ御通被成候と申候、

忠藏・友三小酌、談久之而辞去、

一四一 六月二十六日 (米値段高騰、伊府村で騒擾)

午前、中郷直三郎来、贈香魚

直三云、山名侯七味郡穀留にて七十七匁(也以下同)直段ノよし、
今在方にて百十匁ノ米無之ノよし、出石御直段八十目

有かたかり候よし、出石ヲ松岡へ三石、土居へ三石六
斗御救ひ出候よし、外とも其当り也、此間廿三日夜、

西ノ下伊府村にて阿たこへ(愛宕神社)忒百人斗寄候よし、皆生野

・久美浜領也、元ノ起りハ久田谷村長右衛門といふも
の米少々買込居候、忒匁ニ白米六合五勺売候と申事
起り候由、先々出石領静穏可賀也、

又云、五月三日氷降候事、船谷村ニ直三郎伯母ノ家
有之、麦三十俵例年取候処、よろしく三俵取申候よし、

江原村ヲ参候着屋十四、五ノ子、大坪村へにげ込候処、
笠ノ上ヲ被打、頭ニ(疵)疵并こぶ出来、久敷煩候よし、大
ナル掛目八十目有之候由、松ノ木ノ皮なとムクレ候由、
けしからぬ事也、五月五日ノ記ト併セ見るへし、船谷
・大坪(三谷)湯谷三村へ生野ヲ金五十兩御救出候由、

一四二 七月二日 (女蕃らの七度目の辞退は相ならず)

於江戸、玄蕃殿・主計殿・清兵衛殿六、七度執政ヲ
固辞セラレ候由、七度目ニ辞退ノ儀決而不成旨被仰
出、六月十七日ニ至、三人共御勝手方被仰付候由、

昨日伊兵衛申聞候、此度ノ事、此御藩中ニ而も知ら
ぬ事一々御吟味、肝ヲ潰様ノ事乎、公儀ノ御吟味は格
別ノ事と、誠ニく恐入候旨申聞候、脇坂公殊ノ御
骨折也、脇坂公ノ□□ハ誠ニ無比類御事と感心申聞候、
此度ノ公儀ノ御明白、中々一言ノ申分無之旨ナリ、

一四三 七月十六日 (松平康任、密貿易の嫌疑を受ける)

自江戸申来、周防守様大坂城代ノ時、薬種交易ノ事、(松平康住)公儀御吟味ニ成、井上河内守様・水野越前守様御掛り御家来六人揚屋入被仰付、御家老も追々急御呼出有之大変ノよし、

一四 九月十五日 (出石藩三万石は出石郡・養父郡にて)

去十二日江戸へ御便有之、先月廿八日自御老中此度三万石出石郡・養父郡にて被下之、作州・丹後・氣多・美含御上ケ地ニ被仰付、尚御勘定奉行へ掛合候様被仰出候よし、誠ニく仰天いたし無是非次第ニ候、乍然今一度、御吉事も可有之趣ニ付、夫レノミ相待候也、

一五 十月二十八日 (二太郎、御目付格勘定奉行)

一太郎御用、五時罷出、五時半過御懇意ノ上、御目付格御勘定奉行御勘定所詰被仰付、誠以難有奉存候へ共、此大厄後恐入心配致候也、来賀人甚多、独増田藤助予居て入内分小酌去、其他不交酒盃寂々可愛、

一六 十一月六日 (荒木玄蕃を訪ねる)

今朝玄蕃殿御逢可被成ニ付罷出候処、表御書院ニおいて御逢、久々之対面、御互ニ悲歡相半し、且国事ニ及其後被仰候は、拙も今度ハ蘇生致した同様故、御手前ニハ何恥る事もない、素読から御習ひ申度、手前にも乍御苦勞御出被下様ニ致度イ、悴義(德以上同)も御次男様ニ而も御教へ被下候様御頼申旨御申聞、且対来閣ノ事、正堂ノ願、元ノ地へ建度旨承候、右ヲ即日取払などハ右等ト不正ノ取斗(計)ノ内故、ヤハリ是迄通建可然存候、いかガ存候やと御尋ニ付、其義は私ハ少も趣意無之、和尚へ一旦寄附致候上ハ碎て薪ニ被成なりとも御勝手次第と申置候と申答候、至極御尤と御申聞有之、

一七 十一月十二日 (玄蕃を訪ね忠告を進する)

夕七時過訪玄蕃殿、宗鏡寺和尚之意ヲ申述、先日之返答也、

〔対來閣再建は急ぐのではなく、許容さえ得られればよいとの宗鏡寺和尚の意であったことを伝える。〕

玄蕃殿へ師弟ノ間にて心添いたし、周公吐哺握髮ノ事くわしく申述、且是迄と違人ニも早く御逢被成、髪結カケテハ逢被成ト申位ニ無之てハ、諸役人骨折不申ト、夫レニ付いろく忠告いたし進候、殊之外御悦ひ被申候、我等寒氣願ひ候故、寄付ノ九疊ノ間ニこたつ火鉢トモ出し殊ニいたわり被下候、此段ハ此人ノ長所也、

一四 十一月二十九日(上ヶ地引き渡しは葬礼を出す思ひ)

小林獏藏来、小酌去、

獏藏云、今日ハ葬礼ヲ出す心にて皆々遣しましたと申聞候、其顔色愁然、予も亦感嘆たへず、明後晦日御上ヶ地久美浜へ御引渡有之よし、御役人向不残出張いたし候也、昨日も御目付伴四郎左衛門申ニ、葬礼ヲ出す迄ハ死てもヤハリ死同様ニ存ルモノ也、葬礼ヲ出すと本とうニ死た心しやと申嘆キ申候、此夜ミたと与右

衛門来、昨日、当地へ参候所、道々此度御上地ノ庄や百姓、久美へくと参候ニひたくと出合、或ハ豊岡泊りにて参も有、此雪中ニ百七十二ヶ村ノモノ久美へ参ルも、左京一人ノ徳也、左京が徳ハ广大ナルモノデゴサリマスト申聞候、扱々不及是非候、予賜九回不可言也、

一四 十二月十六日(二太郎へ宛て、門に張り紙)

昨夜、門ニ張有之、今曉三郎見付候、左之通

(恐)をそれながら御ねかい上たてまつり候、藤年ハ銀ん

(租)ののぎ、治与りあり申さつ候、上はかねもをけも五

(座)ざりませつ候ところニ、御きんのふ、たか百目から上

(銀)ニお志きの御ねたんたてなされても、できもおさつ候、

(荒)あらき様・ミき様御り与仁人様・ぶぎふ様、丹志ま十

(御)御分忠・十町さいとも、十一月、

右之通有之、一太郎へ当出候と相見へ候、早速主計

殿へ御目ニかけ、堀・稲垣へも咄申候、下情大切ノ

事、^(おろそか)忽ニすへからず、一太郎へも旁便可遣也、

* 一太郎は十一月二十二日に勝手方御用のため出坂、翌年正月二日に帰る。

二五〇 十二月二十八日(玄蕃、一太郎借銀の功を称賛)

歳暮御祝儀五半時出仕、四時過相始、御小書院において御用番荒木玄蕃殿へ御祝儀申上、

玄蕃殿又申聞ニ、此度御子息一太郎殿大功ハ誠ニ前代未聞ノ事、大坂表一通サヘ六ツケ敷ニ江戸下候迄出来相済候由、此方ノ千両差立候処、最早入用ニ無之とて丹波路ノ差戻し候、此所ニて上ノ御強ミと申ハ、中々詞ニ不尽事也、此方ニても此御ひっぽくノ中、正金千両持テ歳ヲ越ルト云ハ誠ニ無之事也、是ハ御手前ノ御産ミ被成様かよかった、江戸表へも殿様始阿部様・中川様へも具ニ申上ル心得也ト、くり返し〜被仰聞候、又御申ニ此様ナ有難イ事ナイ、一太郎功ヲ賞ル斗にてなし、此様ナ事ハ誠ニ有かたひ事ト再応御申聞也、

又御申ニアマリうれしい故、今夜三郎ヲ呼ニ遣し、一盃のんて祝井度、使遣候と御申也、

私ニ云、我等此度再勤被仰付候とも、講師御締役之勤前ノ外、一事も外事ニ預リ申間敷と兼而覚悟いたし居候、夫故いろ〜外ノ申込候事も一ツも言不申、然所此周敬ハ世親へ孝心ノ事有之、夫レニ感シ玄蕃殿へ申込候也、

* 「私ニ云」は、玄蕃が一太郎の事について語る前に玄蕃が工藤仁兵衛せがれ周敬の出石居住を許可する旨を語ったことである。仁兵衛は永の暇を出されていたから、その息子の出石居住は難しく豊岡で医業を営んでいたのであるが、良蔵が周敬の願いを容れて、玄蕃に周敬の願いを聞き届けるよう申し込んでいたのであった。その弁明である。

(3) 天保八年(六二歳)

二五一 正月元旦(玄蕃宅へ年礼)

御小書院ニおいて御用番仙石主計殿へ御祝儀申上、

玄蕃殿別席にて御逢、一太郎儀厚く御称美有之、去冬引かへタマリ有之、千四百五十両差出置候処、追々銀札ヲ惜ミ申候而漸大晦日迄ニ式百八十両かへ申候由、暮ノ御收納も存之外多、皆是一太郎丹波路ヲ銀子返し申候故、上ニ勢ひ付候て右之通と殊之外御歎ひ被成候、去暮ノ日乗併見るへし

今朝出仕かけ玄蕃殿へ年礼ニ参候処、御家内被申候ハ、今年は格別之祝ひ故、屠蘇一盃御祝被下候様御申、則勝手ノ間へ引、御吸物ニにしめ・数ノ子ニて御酒被下候、心能数盃、欣陶然辞去、草川三右衛門・百瀬良岱在坐候、

一五三 正月二日 (一太郎、大坂より帰着)

夕七時前理助急帰云、一太郎今日帰着、因而待請用意、命家人夫々具弁、夜五時過帰着、予之喜而様可知也、扱大坂ニおいて銀主対談も殊ノ外よろしく、かきや龍三郎・笹屋勘左衛門など格別之親切申尽かたく候

由、去暮一万七千両程返金致さねハならぬ所を一錢も遣不申相断、其上ニ新出金老万三千両出しくれ候由、誠ニく格別之上首尾也、舛屋小右衛門予賤名を承居、予へ奥州製之紙子一反贈来候、其外苗ヲ遠国産塩宰茶菓贈、予不思酒之下物、楽不可言也、

*舛屋小右衛門は町人学者として有名な山片蟠松。

一五三 二月二十六日 (大塩平八郎の乱起こるの報)

米屋弥藏ヲ来書、其子専次郎持参、大坂存外之大変驚入候、大坂七步通焼失、三步通残り候由、乱ノ張本ハ大塩平八郎及其門人瀬田濟之助張本ニて、甲冑ニテ石火矢打掛焼払、殊之外大騒動、死人多有之旨、一太郎書面不來、甚不審ニ存、已ニ三郎為見廻(舞)可罷越哉ニ相談も致、先々明朝迄熟慮可致と四半頃就寝、

一五三 二月二十七日 (在坂中の一太郎無事)

今朝材木町柳平来話云、昨日自大坂帰着致候由、十

九日七時前土佐堀御藏屋敷へ出、惣六ニ逢候由、一太郎ハ火ノ見へ上り居候由、柳平は其日急ニ帰発いたし、再ひ得不参候由、存外之大変、口々堅メも甲冑拔身にて堅メ、出入甚六ツかしく、柳平辛ふして遁出候由、尼崎・高槻御人数出、亀山・園部も出候由、処々ニ死人多、銅中(銅)切倒サレタルモ見及候由、けしからぬ大變也、先ニ一太郎無事御屋敷ニ居候事相知致安心候、大塩・瀬田兩人ハ家族ヲ殺、其後自殺致候由、

今日四時過御殿へ罷出、玄蕃殿へ謁し、三郎遣候事相伺、并稲垣源五左・堀新九郎・多田助之丞・小山成内等内々相謀候、いづれも今一兩日見合候様申聞、先任其意(延引)□□、(中略)明日魚屋町大工作次子大坂へ罷越、一太郎へ書状遣ス、

一五 二月二十八日 (出入銀主皆無事)

一太郎書状到着、廿三日出也、大坂大變委曲ニ記録し、御用人稲垣・堀へ出候、借覽致候様申來、一太郎

至而無事、且出入銀主皆々無事、平野作兵衛一人類焼ノ由、所然、張本大塩平八郎自殺ハ虚説にて、吹田方角北山へ隠候よし、委曲稲垣・堀ハ借細書ニ有写し置、

一六 三月二十一日 (豊岡藩、粥施行)

九日市大工与市來云、豊岡にてハ陰村・立野村・九日市村三所ニ(窮民)□□日々粥施行、五百人も出候よし、上ノ有之由、右ノ入用ハ窮民ヲ御用ニ御遣被成、或酒造破禁之ものとも□□御取、其外罪有過料有之類、皆右御入用ニ成候事、上ノ御入用一日十兩位も(費)候よし、九日七郎左衛門夫食方と云役にて、右ノ救民ノ事ヲ司候よし、豊岡辺一万石右通也、二方郡五千石ハ大井子(多子)村久右衛門ト申モノ請いたし候由、豊岡辺三十一ヶ村二方郡二十七ヶ村有之、二方五千石、豊岡一万石ニ準し候由、

一七 五月二十五日 (君公、人の好き嫌い遊ばされぬ由)

酒勾彦三來訪、閑談久之、

此度彦三ハ御駕籠脇相勤婦候、君公御懇意不一形候よし、全体下ニ近く人ニ好キきらい不被遊候よし、外様向へも御懇意有之、山路甚三郎・岡部角太郎などへも御懇意、うたの御題など被下候よし、彦三へも詩ノ御題被下候よし、御通京ノ日、御屋敷ヲ御行列御本供ニテ御駕籠ニ御座遊さる体にて、御忍ひニ大仏・祇園・清水など御一覽被遊、一太郎御案内被仰付候、朱雀にて御駕籠ニ召候よし、夫々道々月夜ノ手ニ彦三へ御咄被遊ニ、今日は一太郎へ案内申付た、ズンド元氣ノよい男じゃ、御酒も少々たへる面白ひ男じゃ、詩作申付た、コレヲ見よと御見セ被遊、私ハヨメマセスト申上候処、ケ様く、コ、ハこふくじやと、一々御講積被遊候、一太郎申上候と見へ、能御覚へ被遊候と咄申候、岡部角太郎疾痛いたし候ヲ度々御尋被遊候よし、殊外難有かり候由、御性質御風雅ニ被為入候よし、

*一太郎は七月一日に出石に帰る。

一五 六月九日（玄蕃へ忠告、決断遅し）

訪玄蕃殿へ忠告教語、良久談去、

玄蕃殿兎角決断遅く、且人ニ逢候事大造ニて延ひやすく、此二ノ病御座候故、事無大小有断、則生無断則死、大丈夫以断為先、断而行之鬼神通之、二語并頼万四郎献芸州侯詩、華山炉媛鳳凰鳴、天下此時真太平、独怪関公却多事、朝々握髮待群英、右二葉自書贈之、殊之外厚く謝被申候也、見性寺云、三月以来見性寺且那六十八人死申候、朝日村など一家ニ五人死申候、和尚殊之外嘆キ被申聞候、

一五 六月十二日（出府嘆願の頭庄屋二人來訪）

訓谷村善左衛門・隼人村六三郎來、兩人共一昨年以來甚存込、江戸表へ罷出、御旧領ノ分御預ケニ相成候様身命ニかへ嘆願之始末委曲承之、感心之至、殊ニ去冬・当春、清山寺愛山・松見寺友鷲（神谷松）兩人へ掛合候書面

実ニ身命を抛、嘆願之趣意、誠ニ読之、不覚及感涕候、
 当三月晦日、態飛脚にて□□五月二日ニ返書取、帰候
 由、其往復之書面感心ニたへす候、愛山が今転候時、
 待候様との意、其よみうた、

あやにくに 初音また連し(礼) 本とききす(ほ)

(五月) 左月□をのが時と鳴也

と、友鷺よりも当秋御大礼行われ、大赦ノ有之時を待
 候様来、善左衛門・六三郎兩人ハ甚思込、当春久美浜
 へ御訴訟申、庄屋役御赦免願、平ノ百姓ニ成候、是ハ
 関東へ出訴ニ庄屋役承居候而は恐入ニ付右通致シ、愛
 山・友鷺一左右次第直ニ出府ノ積リノ由申聞、其思込
 顔色ニ顯連(礼)、甚以感し入候事共也、我等へ相応ノ用事
 有之節は申聞候様精々申候処、殊之外喜申候、良久閑
 談、四時前引取候也、

一〇 十月十五日 (一太郎、御役目御免)

一太郎事、御前ニ於て御懇意之上、御目付本席被仰

付、御用部屋ニ於て御雇勤被仰付置処、御時節柄ニ付
 無滞御免、長々出精相動候ニ付、御酒・御吸物被成下
 旨仰被渡候、尚又御用人ヲ以心付候儀無遠慮可申述、
 陰時御用被仰付候間、其心得罷在候様被仰付候、
 右之通ニ付、今日御酒出不申、万事ひっそりに致候事、

一六 十月二十五日(養父市場村に太閤時代の制札写しあり)

早朝養父助次郎来、予引之、於青白舎談話良久去、
 助次郎話云、養父市場ニ豊臣太閤御代、大坂御城ノ
 ばんばにて諸国ノ牛(をカ)□飼飼致候事御免ノ御札うつし有
 之候由、文古雅ナルモノ也、他日可借覧、此節ニても
 御城ノばんばにて牛ヲ飼候事御免にて、牛ヲ引居候へ
 は、御堀際へ参候而も御叱り無之と申聞候、年々養父
 市場が泉州・紀州へ牛引参候時ノ事也、

一七 十月三十日(清兵衛は諸事カイナイト申す人)

清兵衛殿八ツ後御出、七ツ後迄閑談、いろく内外

打明ケて咄いたし、上御為ノ事夫々談候、是も予暇乞ノ意也、茶菓供之、清兵衛殿へ我等贈候猶篋篇ノ御礼厚く被仰聞、御蔭にて大ニ心得相成、子孫ニ伝へて永久家之亀鑑とも相成、忝旨段々御丁寧被仰聞候、

我等今日申述候は、当時御政事向御大切ノ事多しといへとも、三ヶ条ノ急務有之候、先第一ニ君ニ御徳義附ケ申事、第二ニ三万石にて御法立ノ事、第三ニ御用部屋御衆中ニ御徳附ケ申事、此三ヶ条御急務と存候と申を題として、段々国事肝要ノ事、凶議いたし事也、清兵衛殿も好人物ニ候へとも、何分氣ノ充不申人、諸事カイナイト申人にて、何事も徒泉ノ成、扱々嘆ケ敷存候也、

一三 十一月四日 (玄蕃来訪)

五時過荒木玄蕃殿御来尋、一太郎迎之坐敷にて咄候内、予用意し、青白舎炉辺へ氈敷て迎候、然所氈へ決して上り不被申、予も一太郎も手を取、無理ニ御上り被

下よと申候へ共、師ヲ重んずるノ意とて決而上り不被申、不得止其まゝにて予ハ病氣引込中ノ事、常ノ毛ノ敷皮二重ノ上ニ少前だけはづして後ろ斗敷居て、ゆるく物語し、塩谷公（文政九年）被下候舞子浜の盃にて、おろし大根とらつき（天保六年）ノ酢漬とにて御酒出し、予丙戌・乙未

秋よりの忠志委曲物語し、且第一ニ今ノ御政事ノ根本第一重キ肝要ノ所、君公ト御手前様とニ御徳義附申事也、君と御手前様ニ御徳出来候へは、諸事万事すらりくくと出来申筋、段々ニ説話致し、且我等御免ノ願出候時ノ始末委曲御咄申、玄蕃殿も機密ノ事迄御申聞にて、互ニ少しも隔意なく、実ニ師弟ノ意にて出合候事也、四ツ二、三步比（頃）御帰也、予ハ中ノ間へ送る、

一四 十一月十八日 (清兵衛来訪)

訪酒勾清兵衛殿へ相迎相對良久閑談、初更前归来、清兵衛殿内話ニ、脇坂侯御前にて丙戌弘道館一件之書面読上ケ申候、是ハ察るニ大方河野瀬兵衛（文政九年）が出した

4 晩年の暗転、再び浮上した老大先生

るもの故、少々テニハ違ハアレトモ大意ハ違無之、左京工ミ(たくら)にて源太左衛門ヲけしかけ罪もなき桜井良蔵ヲ蟄居・隠居させ、造酒・清兵衛ヲ取て落したる大意ノ書面也、脇坂公被仰ニ、清兵衛右ニ相違ハ無之哉と御尋ニ付、少々テニハ違候所ハ御座候へ共、大意右ニ相違無之旨申上ル、左京ハ一言もイハズ黙し居候、脇坂公仰ニ、源太左衛門ハナント滅法ナ取斗ひを致したナト被仰候由、清兵衛殿御申ニ六郎次(磯野)二百石被下ぬが不足ナ様に存ルそうなが、夫レは大ニ心得違ナリ、源太左衛門ハ段々ケ条が有ル、御手前ハ何もケ条がない、御手前ト同様ニ本へ戻る道理ハない、一通り無役にて居候而も死レハヘル、其上ケ条カ有レハ、是ハ五十石減する筈也、たとへ今御両公(阿部・中山)へ伺ても五十石加増ハ出来ぬ、公辺ノ趣なりと御申聞也、御尤至極ノ端なり、

4 晩年の暗転、再び浮上した老大先生

(1) 天保九年(六三歳)

一五 二月十九日(良藏隠居、一太郎家督一二〇石)

一 太郎・三郎出仕、我等名代田中伊兵衛相頼候処、無勤ニ付先例不相成、依之多田弥太郎相頼、我等隠居無滞相濟、

東亭府君我等とも御懇意有之、一太郎先年木挽了筋御勘定奉行中出精、彼是御懇意有之、百弍十石無相違被成下、席是迄ノ通、弘道館講師被仰付、三郎御懇意ノ上御小姓組席へ被仰付、尚又我等へ御懇意ノ上、病氣無余儀事ニ付、隠居願之通被仰付候得共、此上遂保養、病氣快和之節は於御前、御会説・講尺(釈)等可被仰付并弘道館へも勝手ニ罷出、修行面々江厚教諭候様被仰出候旨、以御書付被仰渡之、三郎儀は可被召出処、此

御時節ニ付其儀無之、惣而被召出通ノ御取斗也、先々此度元高百弍十石無相違被下候段、我等養家へ対し勤功ニ相成、如何斗難有奉存候、今日継目ニ父子三人罷出候事、世間ニ稀成候事、有かたく存候、来賀人雜答、不暇枚挙、夜三更就寢、

一六 三月二十三日（一太郎、勘定奉行加わりの命を辞退）

此夕、一太郎急御用召、御勘定奉行加り被仰付、存念有之、御辞退申上、彼是及深夜、

一七 三月二十六日（玄蕃来訪）

四時過、玄蕃殿御出、御通、一太郎出迎一再語、予居候へ直ニ御出、今日ハヤマヘニ逢ニ来た、一太郎へ逢ニ来たテハナイト御申、先以先般は御隠居、家督宜被仰付、目出度存候（以下玄蕃の口上は略す）

一八 三月二十七日（一太郎、勘定奉行御請け）

今日、一太郎、漸御勘定奉行御請致ス場ニ押詰り、御請致候由、

一九 閏四月一日（一太郎御用召）

今日、一太郎御用召、早朝々来客不絶、応接煩苛、午前被仰付、御懇意ノ上、元方勘定奉行兼帯被仰付、晩、多田助之丞・太田忠三郎来、小酌、

二〇 閏四月三日（一太郎急ぎ上京）

一太郎、急上京被仰付、今日七時前出立、酌別盃、
* 一太郎は十月十七日に出石に帰る。

二一 九月二十三日（河合内人、森井彦助の消息を語る）

哺時、招河合内人、出酒飯、入夜而帰、
河合内人云、西川清太夫が子供へ申ニハ、森井彦助などか様ニ何もかも物沢山て違ふたもの也、士ハアノ位ニならねハならぬと申故、わたくしか申ニハ、イ

ヤ〜清太夫、それハよろしからぬ、彦助様などのハ
 誠ノ御役ニ付てノ事、御役(御役御免のこと)か上れハたれも行ものハな
 い、彦助様もまた〜阿ふない、油断ハならぬ、とか
 く人ハ徳てなけれハならぬ、桜井ノ伯父貞など、今も
 蟄居ノ時も人の用ひハ同し事しゃ、けつく蟄居ノ間ハ
 人がよけい行た位しや、アレテなけれハほんノ事てハ
 ないと申しました、其後廿日立ぬ内ニ彦助様段々不首
 尾ニ成テ、とふ〜三十石も減知にて、たれも行モノ
 もない様御成、其後清太夫、なんと早ふ当たつたナアト
 申しましたと申され候、女丈夫といふへし、清太夫ハ
 河合内人ノ弟にて、彦助と竹馬ノ友と云、

*森井彦助は側用人であつたが、関口諭助再登用を
 言して荒木玄蕃の怒りをかい、免職・減知となつた
 ときのことである。

一三 十月二十日 (一太郎言う、新宮涼庭は豪傑なり)

(一太郎) 苗云、新宮涼庭ハ豪傑也、此筋阿蘭書翻訳して上木(出版の)

スルトテ、先日ハ徹夜ノ業ヲ始候、朝ノ内ハ病客来、
 午後ハ回勤診脈、夜五時頃帰候由、夫ハ四時過迄寝て
 夫ハ起て徹夜いたし候由、門人其例ニて会読等いたし
 候よし、弟子ハ涼庭留守ニ寝申候よし、涼庭ハ寝ルヒ
 マ無之と驚入たる勤ナリ、予因之大ニ発憤いたし候、
 可警々々、

(2) 天保十年(六四歳)

一三 二月二十四日 (良藏、旅行に出発)

以廿五日同苗也及益女上途、苗益北在家灸点行、予
 持遊芳野也、此行所経至丹波・山城・大和・紀州・日
 向・河内・和泉・摂津・播州・作州也、以五月四日帰
 家、其間、别有紀行、不贅此、

*良藏が旅行に出ていた間は『東門日乗』は記されて
 いない。この間の四月十二日、一太郎は勘定奉行を
 免ぜられた。したがって、そのいきさつについては
 『東門日乗』によっては知ることができない。

一四 五月七日 (仙石主計死去)

昨六日朝、訪仙石内蔵介子、其父主計殿三月廿日病
薨、同廿九日死去被致候由、不絶驚駭、行弔也、未亡
人出迎、悲愴可知、拜靈位前、法名俊照院殿岱瑞義徳
日仁居士、齡四十九云、午之助・内蔵介子御墓参不在、
茶菓少談而遂帰路、

一五 七月七日 (玄蕃、近来殊のほか評判悪く忠告)

夕七時前御殿へ罷出、奉伺且七夕御祝儀申上、但し
伺捨ニいたし引取、此御事有深意也、帰路訪荒木玄蕃
殿を訪ふ、有忠告ノ事、師弟ノ間ニよつて也、玄蕃殿
近来殊之外評悪く、他国迄阿しくニ付、何分是迄ノ御
流儀かへ被成候様ニと厚く々々申述候也、殊之外喜被
申候、席上籐弁当箱被下候、申請罷帰、猶近々可再会
也、晚渡^(正職改名)辺要人来、中野要人共ニ、御次伺ノ事密話、

一六 七月晦日 (玄蕃、年寄役罷免)

*この日荒木玄蕃年寄罷免、大老席を命ぜられた発令
文は『御用部屋日記』の条に譲る。

右之通、御前ニおいて被仰付候由、玄蕃殿近来殊之
外評不宜、隣国及京・大坂・江戸ニ而も同様ノよし、
いつも天ノ許能わさる所有と見へたり、

一七 十月二十二日 (太郎と密話、驚却のこと)

四時前千代自釜九帰、其前与苗也、密話多驚却之事
一八 十一月十二日 (君公日常生活の一端、側用人の談)

渡辺喜左衛門当時御側御用人也、御馬ノ方も支配也、
云、此間見セ馬引て参候故、馬ハ殊之外御好被成候故、
新馬場ニ於て御覧被遊、御乗も被遊候、何となく御意
ニ入候様子見請候而直段^(直)五兩程高バリ申候、乍併私了
簡ニてハ、御好被遊候馬故、夫レだけハいかようにも

いたし御買上ニして差上度存候て伺候処、御意ニ、随分馬ハ氣ニ入たケレド馬より人ノ難儀ヲスルカ有デトノ御意ニテ、誠ニ有かたく、とこふ申上方もなく有かたい儀と御請致し退候と咄被申候、誠ニく有かたき思召也、

一七 十一月二十二日（危邦・乱邦戦競の時節到来）

今四時、一柳市右衛門御暇、赤沢市太夫同前、依田左右助も御暇ナレト、是ハ出石住居ハ御免ノよし、八後素読如例、夜堀鯉助・長岡右仲・鉄五郎、携酒肴来、冬至会也、^{（二太郎）}苗也亦来飲、今日呼苗也、当時人氣响し頃顯、無言レトモ危邦・乱邦戦競之時節、其方身分危く存候ニ付、心付候事ハ申聞ルゾト申渡之、此間ノ御政事、甚手荒く、且十五日被仰付御家中一統存念書付廿日迄ニ差出候様被仰付也、かた／＼人々危懼無申計也、苗也殊之外我等申渡ヲ有かたかり候也、

一八 十一月二十三日（君公日常生活の一端、広間番の談）

吾妻与兵衛来、語次申聞候は、私事数年御広間御番相勤候、夜分見廻り仕候、其廻り様ハ表ノ御書院ヲ御附書院・御小書院・御用部屋ノ寄付・御膳所御教寄部屋見廻り、御風呂番ヘ火之本申談引取申候、^{（仙石久道）}天真院様御代ハ表ノ御付書院ノ角ヲ御小書院ノ御廊下迄出候ト美味ノ匂ひ鼻ヲ撲申候、^{（仙石政美）}信恭院様御代ニハ少斗匂ひ申候、御当代ニ成候而ハ一向其匂ひトント無之、たまたま先月廿四日ノ夜、御膳所にて御膳台ノ上ヘ一合五勺カ二合位入り候瓶子二ツノセ有之、トウフノヤッコノ御肴ドンブリニ入レ有之候、右ヲ拝見して感涕ニ及候得共、又末御頼母敷奉存候、其訳ハ天道ハ巡環ノ理ニ候へは、只々ケ様ニ御艱難被遊候へは、又末デハ御安心被遊候様御成り被遊で有ふと奉存ますと申聞候、我等申候ニ、ソレハ貴様ヨイ御心付、尤至極ノ事と答申候、御三代ノ模様甚感し、記置候也、

*『東門日乗』は、一八四〇年(天保十二)〜一八四六年(弘化三)の分は紛失していて現存しない。この間の主な事件を年表風に抄記する。

一八四〇年(天保十一)

正月十五日 森井彦助、勝手方がかり用人に任ぜられる

正月廿五日 関口齡助、元方勘定奉行に御雇い身分で

就任

二月十五日 足輕・中間人数削減を発令

四月十九日 年貢直渡しを条件に編成した御用達・大

庄屋らの融資組に対する規定書調印

五月一日 産物会所再開令発令

七月 藩主久利、年貢直渡し条件を怒り、融資

組機能停止を命ずる

一八四一年(天保十二)

正月十二日 磯野六郎次(源太左衛門養子、仙石主計実弟

減祿・隠居・蛭居を命ぜられる

九月十三日 桜井一太郎・三郎兄弟追放を命ぜられる

但し、父良藏は出石居住を許される

一八四三年(天保十四)

七月十二日 関口齡助自害

八月十三日 酒勾内記(清兵衛)・彦三父子、阿部・中

川両侯の糾問を受け自害

八月十五日 真田幸貫老中の内意により、新体制人事

発令、堀新九郎年寄に、桜井一太郎帰参

し、弘道館教授に復帰、勘定奉行頭取兼

帯

一八四四年(天保十五)

六月一日 義倉再興令、義倉銭札発行始まる

(3) 弘化四年(七二歳)

一八二 正月十日(城下にて銀札受け取り申さず、他領は尚更)

昨日利右衛門・田中伊兵衛・藤助等皆云、御城下に

て銀札取不申、他領は尚更ノ事、已ニ強訴起り可申勢

相見候事、我等隠者にて一向携り不申事ニ候へとも、

頗義之止事不得所有り、御殿講・義倉講・弘道館にて

も、道徳仁義ノ事申候、然は一応は不得止所也と書面

にて仙石右馬助(もと杉原午之助)殿迄申進候、返書来、

大ニ喜被申候、尚此上御心添奉頼旨申来候、

一八二 正月十四日（義倉札開日）

五半時、義倉札開ニ付罷出、今日は在方懸り合ノ者
 多人数罷出候ニ付、刻限遅ク九ツ時（頃）比磯野六郎次殿御
 出席、御用人小出左次兵衛、御勘定奉行西山平左衛門、
 御目付松井十太夫・西山善右衛門、懸り田中伊兵衛出
 席、御代官工藤市郎右衛門・河野弥次兵衛・井上謙藏
 罷出、六郎次殿御挨拶有之、此方々今日は不相更、義
 倉御札開ニ相成恐悦至極ニ奉存旨申上候、六郎次殿御
 相応御挨拶被下引退、無程六郎次殿（小出左次兵衛）・
 我等兩人御呼立被成、一所御吸物・御酒・御取肴数々
 被下之、又江州（今）相詰候松居茂兵衛・同藤兵衛（小）くわ
 し碗并焼肴差出ニテ相済候、帰候は七時過也、如先例
 万歳数々舞、皆入佳興候也、

一八三 正月二十一日（銀札引き替え延日の触れ）

五半出仕、論語講尺（紙）如例、講後右馬助殿へ御逢、銀

札ノ儀御咄有之、午前退散、今日熊一全快心祝いたし
 盃酒一酔、今朝（太郎）苗也十七日出書入手、夜銀札引かへ延
 日之御触有之、別紙書留置、

一八四 正月二十五日（太郎、金子才覚に奮闘）

一太郎へ一封遣之、今度札場騒動ニ付、京都ニ留滞
 昼夜金子才覚、誠ニ只今こそと力足ふ（ミ）ならし相働居
 候旨申来、尤至極とほめ遣候也、何分急ニ治り候様工
 夫專一ニ相働居候旨申来、一々称美遣之、

一八五 二月五日（義倉は落城に及ばず）

今夜義倉講精尽如例、夜田中伊（田中伊兵衛）与談、義倉事、昨日
（太郎）も苗（小）才百兩差下、先義倉は不及落城、可称、

*東門は二月十九日出石を出発、大坂・京都に旅行し、
 四月二十五日、出石に帰る。

一八六 五月二日（関口輪助辞世の漢詩）

先年関口齡介(助)自滅ノ時、永井琢藏侍座いたし居候由、其時、

四十五年一憂中 碎肝寸々無不忠

依令白刃豈無期 則是為君獻一切

と申詩ヲ作り自滅いたし候由、永井生申聞候、文字も此通少も違無之由、可憐之至ニ候、此詩座右反古中ニ有之候故、爰ニ記置、予之子孫たるもの恐懼戒慎いたし候事、忽ニすへからず、唯惜詩意難通、此生常々独学、不師古故、陥此鄙陋也、噫、

二七 五月二十五日 (君公に進講)

今日講尺済(取)以下同、御対座ノまゝにて御意被遊候ニ、昨日は弘道館へ参ふと存たニ故障ノ趣残念ナ事ト、予御請ニハ有かたい御儀トノミ申上候、其訳ハ廿六日御出被仰出候処、御締役・講師評議して、御手水所ノ屋根痛居候ト、惣体ノ草取掃除いまた出来不申由にて、謙藏惣代ニ御次へ罷出、廿六日之御出はケ様ノ、にていま

た調ひ不申ニ付、御出御延引奉願旨申由、尤御小納戸へ申候由にて右様御残念ノ旨御意有之候、貴人ハわずかの事ニても御氣先キヲ打候事有間敷事也、聊ノ御繕ひハ廿四日五日ノ中ニ出来候事、其上掃除并御手水所屋根ノ事など御掃城前ニても夫々いたし置、何時御出有テモ差支ぬ様ニ御待受いたし候か其役之役前事候、右ハ畢竟其役筋ノ手抜トいふもの也、我等再度弘道館にて申候へ共聞入不申、無是非次第也、

此夜義倉講尺、尤二月ハ休講ノ事聞糺候処、井上謙藏申立、札場どさくさに付て講尺致も迷惑ニ付、休講ニいたし度旨達而申聞ニ付、其通ニ成居候、今日磯野六郎次殿御請ニ付、是迄通五々ノ夜講尺申談候様、六郎次殿御執達之由、町奉行波多勘左衛門申聞候、全体一旦義倉御建被成、教諭所之表札も御出し被成候事、是ト申ケ条もなく二月以来休講など以外ノ儀、言語同断ノ怠慢といふへし、夫故我等去廿三日夕、磯野殿へ参り、何か承可申と罷越候処、六郎次殿休講ノ事御

存知無キ様子、さてく驚入申候、アマリきひしく相糺ス様にては当りさわりも出来可申趣ゆへ、程々存念申述候処、六郎次殿感服被致候、明日早速其向へ可申談被仰聞候、町奉行も同意にて、ケ様長々休講ニ相成居候事、さてく嘆ケ敷存候、一旦御法立にて義倉教諭所講にてノ事ニ候処、町方ノもの氣息ヲ伺ひ町方ノ情ニ背くをいとひ、いつ迄トモナク、何故トモナク休講申談、上ノ御威分も定不申事故、其段急度申述候也、六郎次殿御感にて、早速右之趣意町奉行へ御談被成候、右義倉講尺席にて堀田反爾申聞、明後廿七日弘道館へ御出被仰出候申聞候、予甚有かたく心ノ中ニは大ニ大喜申候、全く上ノ少御うながし被遊、急々御出被仰出候ニ被存候、御側御用人なども折角ノ廿六日ノ御出ヲ御断申なと申は、甚不相済訳にて、御申聞ノ事も有之、かたく我等大ニ有かたく存候、以来君上を道徳仁義中へ引入候は、如此可心得也、

一八 五月二十七日(弘道館にて進講、多田弥太郎ら輪講)

早朝用意し五半時前弘道館へ罷出、御締役加藤四郎兵衛・岡部鉄五郎・多田助之丞・小山徳甫罷出、御目付谷津助太夫・荒木助左衛門罷出、御奉行仙石右馬助殿、御年寄仙石内蔵介殿・磯野六郎次殿御出席、御用人杉原源太左衛門・頭取乗竹弼・岡木極人、四時過御出被遊、如例御小納戸井上諒介へ、御帰城後初而被為入、恐悦之至、難有奉存候旨申上、御機嫌奉伺候、無程被為召、不相更奉蒙御懇意、夫々御請申上、且今日之御出、格別有かたく奉存候旨申上候、聖殿御拜礼被遊、謙蔵書経講尺、畢而多田弥太郎常太郎改名・森元叔蔵輪講被仰付、兩人共無滞相済退く、

多田弥太郎は三・四ヶ条捨置がたき条有之ニ付、別席にて夫々教諭いたし置候、能々呑込候様子にて、当人儀、傑出ノ所も有之候へ共、又余り多言にて聖人之徳を議し、先儒を歴詆し、仏を有益といふ類、夫々ケ

条事繁多故不記取也、此兎、何卒実学ノ徒ニ相成ねハ

よいがと阿んし過候而右様別席にて段々教諭いたし置

候、無程殿様御帰被遊、我等如例、御次へ御礼伺罷出

候、被為召段々御懇意有之、夫々御請申上退く、

〔一六〕五月二十八日(聴衆の有無に拘らず、義倉講釈は継続)

夕、井上謙蔵来、当賀也、乍序昨日御出之事ニ及候

故、廿六日御出之御勇(いさ)ミヲ御延引相願候は、上へ御意

慢ヲ御教申筋にて、以来右様ノ事無之様精々申談置候、

謙蔵心服して能受候也、并義倉ノ事も以来心得、怠慢

無之様、聴衆ノ有無ニ拘らず講候様申聞置候也、

〔一七〕七月朔日(一太郎、加恩拾石)

今日一太郎御用召、五半時也、一太郎儀御前ニ於て

段々奉蒙御懇意、其上御含被為在候ニ付、御加恩拾石

被成下、弘道館教授惣御締役之場是迄之通、并出仕之

節御用人部屋江相詰、義倉方懸り是迄之通被仰付、重

々冥加至極、難有仕合奉存候、

〔一八〕八月十二日(義倉銭札不通用、義倉祭事緊縮の件)

此晚七半時比、御次祐筆依田勝右衛門来、御用部屋

ノ御使ニ罷出候、御逢被下候様申聞、即逢候処、勝

右衛門申聞候は、仙石右馬助様始御用部屋御一同被仰

越マス、別儀デモ御座リマセヌ、先日以来義倉札不通

用ニ付、下分一統難渋いたし、其日暮しノ者ハ猶更当

日立行不申、右通成行候も畢竟、上御政事行届不申よ

り、右之通何共下分町方町方へ対し不相済儀、右ニ付積菜奏樂

重キ儀ニ候へとも、又下分難渋をも構ひ不申様ニ而も

不宜、依之御祭事は毎々之通、奏樂斗は御止メニ相成可

然哉ニ評議いたし候、御手前御存念如何御座有へくや、

御尋申旨之、我等答ニ御厚思召委曲承知仕候、明朝迄

得と相考御返答可仕候旨申述候、御尤ノ儀其旨申上ま

セふト申引取申候、此時最早黄昏ニ成居候、扱勝右衛

門急状差越、其文、唯今御用部屋ノ被仰遣候樂之儀、

明朝下ならし有之御儀ニ付、是非唯今御取極其向へ御談御座候事故、其思召にて直ニ是へ尊答可被仰下候、尤取斗御待、御退出無之候間、其思召にて早々可被仰下候、以上、八月十二日、老先生様、依田勝右衛門トノ上封にて差越候、我等直ニ筆取候而、左候ハハ只今内町迄出張可申、御手前とも早々内町へ御出かけ被下候様ト申遣候、直ニ装束して罷出候、ハヤ勝右衛門東門迄参候、相携諸杉社内へ同行いたし、神前にて再拜畢而勝右衛門へ申述候は、ナント当春ノ銀札ノ不通用之節ト、此度義倉札ノ時ト下分ノ難渋いか、可有之哉と申候処、春之銀札ノ時ト何も相変儀は無之、米・塩はしめ諸色ナイノト答て売不申、殊ノ外ノ難渋ト申聞候ニ付、左候ハハ当二月積菜通りニ此度も奏楽御止メ可然奉存候、全体は凶年饑饉ニは楽相候事は礼経ニ出居申候、右銀札一件は凶年饑饉ノ事小ニ御座候へは、楽相止メ程ニ無クトモ宜キ所も御座候へ共、已ニ春二月ノ積菜ニ奏楽御止メニ相成候へは、今度も其例にて

御止メ相成可然と申上候にて御座候、此段不洩様能々被仰上被下候様ニと御返答いたし候処、委細奉畏候と如飛ニ帰申候、御用部屋御一同にて、我等不徳ノ者へ御問合御座候は御厚キ事、致感心候、殿様ニも明日奏楽御聴聞ニ御出ノ思召も有之候由ニ候へ共、右ニ付奏楽を相止、御出も無之候也、

今日一太郎用意次第出京被仰付候、明日昼立にて罷越候由、夜一太郎对酌、賞月は惜離ノ意也、

一五二 八月二十五日(義倉講釈、当分休業)

晩、町奉行ノ義倉講釈(釈)、当分休業申来、可嘆哉、噫、

一五三 九月二十九日(君公へ九鬼式部少輔の伝言を伝える)

五半時出仕、御次へ奉伺候、四時前被為召、例之通御同問御对座にて講釈御聴聞被遊、膝文公問為国章末君子治野人ヨリ潤沢之在君与子ニ至、講畢、一、二孟子之徳義御咄申上候而引取可申ト致候処、チョット是

へ参レトノ御意ニテ、ハット御膝元へスリ寄候所、ズ
 ット是へ参レト誠ニ御身近く被召寄、九鬼式部少輔ヨ
 リ伝言有之趣、委敷申聞ヨト御意ニ付、ハット申、次
 ニ申上候は、九鬼少輔殊ノ外御前之御事ヲ御親切ニ被
 仰候、昨年ノ御詞ニ、来年讃岐守御帰城後被申上ヨ、
 上様柳ノ間ノ御風儀ヲ御懸念被遊御模様故、来々年御
 参府□□柳ノ間御風儀ヲ何卒格別宜相成様ニと存マス、
 近來迄は宜イ様ニ承知致居候ト、尚又其上も宜ふ相成
 様ニ祈マス、讃岐守様は御家柄之事、其上近來迄之御
 禄柄之事故、柳ノ間ニても一統聞請も宜イ故、何卒此
 所ヲ御骨折ルト大ニ宜イト被仰聞候旨申上候処、殿様
 殊之外御喜被遊候御様子ニテ、夫レハ夫レハト御感悦
 之御様子也、又申上候ニ、御前ノ追々道ニ被為進候御
 様子御咄申上、御会講御怠不被成、御詩会・御詩作不
 絶被遊候、折節私御直し申上候、御詩作入御覽候処、
 殊之外御感心被遊、是ハけしからぬ事、是ハ写し取、
 真田殿へ懸御目タイ、嘸御悦テ有ふ、真田殿ハ其御主

人ノ事格別懸念ノ様子故、懸御目タイト被仰聞候ト申
 上候、是又殊ニ御悦被遊候御様子也、尚又申上候ハ、
 先達而御帰城、当分ニも御前ガ九鬼様私へ之御伝言被
 成下、冥加ニ余リ有かたく奉存候、右之御礼ト今日申
 上候九鬼様御伝言御届申上候所と、来年御参府之上、
 宜被仰上被成下候様ニと申上候所、イヤ参府迄待ニ不
 及、手紙ニテ申遣ふト御意被遊候、又申上候ニ、一昨
 日は表ノ講尺^(歌)へ御出被遊、御波湯中御苦勞ニは奉存候
 へ共、上御出被遊候得は、惣体之御模様格別宜様奉存
 候、然は何卒無欠御出被遊候様仕度旨申上候処、ム、
 成程此間欠席致候たは無抛用向重り、無余儀欠席いた
 した、残念で有たと御意、いかにも無御余儀思召外之
 後欠席と奉存、恐入候、右畢退出、四時半^(頃)比也、

(4) 弘化五年(七三歳)

一五 正月十四日(義倉、御札開)

四時義倉を呼ぶ来、出席、今日御札開也、

一五 正月十五日（義倉講釈再開）

義倉講今夜より始之、晚六時義倉講釈如例、小学家道訓講、畢如例挨拶申述、聴衆十八人也、

一六 二月二十四日（二太郎、願により勘定奉行御免）

一太郎御用召にて左ノ通

先年帰参被仰付候後、御奉公種々粉骨出精相勤候処、被召帰候節御辞退申上候意味合等も有之、并近比多病相成、押張難相勤、依之御役御赦免之儀再応相願、無余儀事ニ被届聞召、願之通、御役無滞御免、席御使番格被仰付候、此上緩々遂保養候様被仰出候事、右之通被仰付候、無此上被仰付、難有^(頭)大安心いたし候也、

*一太郎、願により勘定奉行を御免。

一七 三月朔日（二太郎隠居、養子宣藏家督九二石）

今日一太郎父子御用召、一太郎名代多田助之丞勤之、

桜井一太郎隠居願之通被仰付、せかれ宣藏へ家督無相違、九十式石被成下、御馬廻式番組へ御組入、組席・惣次第共、太田市左衛門次、弘道館勤被仰付候、尤一太郎在勤中出精相勤候ニ付、右之通被仰付、右之通被仰付、先々大安心、有かたく存候也、

*宣藏は養子、実は一太郎姉の子。

一八 三月六日（二太郎、義倉御用により京坂へ出発）

今朝一太郎出立、此度は義倉急之御用ニ付、京坂へ罷出候様被仰付候也、隠居ノ事故鎗は持セ不申、若党は兩人召連候、

一九 三月十八日（九鬼侯、伝言の趣意厚く御心懸け願う）

今日御機嫌伺能出候、被為召御懇意有之、夫々御請申上候、且改申上候は、先達而九鬼様御伝言ノ趣、今度御参勤後は何卒格別厚く御心懸被遊、急度御風儀相整候様奉祈旨申上候、ム、成程く急度厚心懸ケヨウ

残念ナ事は、九鬼ニは行違ニ成、面会セヌテ有ふ、御

請ニ夫レハ残念御事也、成程四月三日頃江戸御立候様

ニ承ました、扱々御残多奉存候旨申上候、是ハ何分九

鬼侯ノ御忠告ニ候へは、此所ハ厚ク御取用被遊候様ト

申上候、成程〳〵と御意被遊候、九鬼公ノ忠告ト申は、

当公方様柳之間之風儀御整被遊度思召被為在候、讃岐

守様御家柄ノ事、頭取テ御率被成候へは、其風ニ移所

は必定ノ事、尤是迄ノ御風儀悪イト申ニては無之候へ

共、猶更宜様ニ所希トノ事也、是吾君公へ功ヲ立させ

度九鬼公ノ厚意也、九鬼公右ノ旨ヲ我等ハ吾君公へ申

上候様被仰聞候、依之去冬申上候也、

右畢テ御次へ罷出候、御側御用人堀幸之進語次被申

聞候は、上、老先生ヲ御懇意被遊は外ト違、老先生御

出被成ハ御咄ニても直ニ御為ニ相成事ヲ御聞被遊事故、

右通故、何被下度思召ニ候へとも、御時節柄ニて思召

通ニ相成不申、御心外ニ思召旨被申聞候、我等は在勤

中格別御潤沢ノ御手当蒙候儀、セメテ此節被下物無之

テ御用ヒ仰付被下度相願存意ノ所、委曲咄置候、

三〇 十一月二日（城内・松縄手の怪事）

今朝大工良七物語いたし候、

* 出石城内、上から水際まで二十五間、水の深さ二十

間余の庵井に落ちて無事だった男の話は省略。

此又兩日以前ノ事、年廿斗ノ男^(旨)乞兒松なわてニ臥居

候、顔モ手足モヤケテ皮ムケ、猿ノ顔ノ様ニナリ居候、

是ハ簀ヲ着て居候ニ誤テ火付大ニヤケト致候よし、松

なわてニ臥居候、河原丁ノモノいたわり、むしろを遣

し食事モ遣候よし、然所晦日夜中、狼喰申候て骨斗^(旨)残

居候よし、首をさん〳〵喰ちらし有之候由、是ハよく

〳〵死房ニて天ノにくミを得たるものならん歟、二対

ノ事故、爰ニ録しぬ、乞兒ハ満身焼て猿ノ皮ヲはいだ

様ニ有之候由、百瀬良岱見候よし、良七申ニ、目ノ玉

もホリ出し食て有たと申候、右井ニ落候男申候、井ノ

中途ニ大木ノ根大ナル木式本、石垣ハ張出し有之ニ夫

レニも当らず、其中ヲ落候よし、少も怪我なしと申候由、

二〇二 十一月四日（作州旧領大庄屋の孫隆太郎来訪）

夕、作州明見村古田次郎兵衛孫隆太郎来、次郎兵衛書中言之、此方様御厚恩不忘却旨申来、并津山今酷薄長大息いたし候由、

二〇三 十一月九日（隆太郎より祖父の窮状を聞く）

五過、作州明見村隆太郎来、説其困厄ノ事、此間中敵敷断置候得共、今日は困窮至極ノ処承之、祖父次郎兵衛生死ニも拘候旨申聞、予亦愴然、

二〇四 十一月十一日（隆太郎望みの藩借銀返済を取り次ぐ）

五半時出仕、表講尺（歌）如例、午前帰一酌、晩又与苗也（太郎）対酌、今朝御殿ニ而右馬助殿江御別席ニて、作州旧大庄屋吉田次郎兵衛事委曲ニ申上候、其大略は、古田次郎兵衛儀、常々御役実体ニ相勤、先年御大變後義氣強

く江戸迄出訴いたし候位ノ儀、其以前御那奉行竹村次郎右衛門・堀源太夫証文ニて、正銀五貫匁次郎兵衛御用立候、其後一向不申出、自身存念は出石様百年余御恩蒙り有かたき御上故、中々是式之事御催促ケ間敷申上候は不本意ト申、一向何も不申上候、然所、津山侯御取箇きひしく追々困窮、其上身分余分ノ身上ニも無之故、尚々追々困窮ニ成、諸道具も売払候位、当暮は必至と難渋、田地ニもはなれ、人々へ損失かけ申モノハ家屋敷ニはなれ、村はしニ小屋かけいたし、夫へ住居候定ノ由、右様ニ成候而は祖父次郎兵衛中々無事ニては得居不申、死失可仕と覚悟仕罷在候位ニて、夜分も臥不申、其上若輩ノ私此度始而御当地へ参、御役人様方ハ一向不存、御旦那様斗ヲ目当ニ仕候儀、何卒式拾兩御下被遊被下候ハ、屋敷家だけ取残、只今ノ家屋敷ニて見送り仕度存、奉願旨申聞、尤隆太郎儀当月三日晩着、四日ノ朝我等方へ来嘆候へ共、我隠居ノ儀表ノ事不存、強く断置候処、九日ニ又々来、何分旦那

様御救被下ねハ致方無之旨申聞、落涙ニテ願候故、無
是非今朝内々右馬助殿へ御咄申上候処、殊外よく御受
被成、成程次郎兵衛氣ノ強キ男ノ由、兼而聞及候、何
分得と考、申聞べくと御申被成候故、左候ハ、厚く
御考被下候様申上候、尤いまた其役筋も伺も出不申、
何も不存と御申聞被成候、定而其向ニても当惑いたし
遅く伺候半(候らわん)と存候、且次郎兵衛奇特ニは、御上様ノ御
恩ヲ超ル為メ、出右ノ浪人或は御吏(使)ニテ御無心有之方
々へは、大小助力いたし無手ニテは御帰し不申、井上
彦四郎様なども半年過候迄養申候、津山ノ浪人ヲ差置
事(安替)きひしく御留メ被成候ニ付、其後御断申候、荒木帶
刀様ノ野田常太夫ヲ以御無心被仰聞、御大切ノ御家故
外ノ借入、五兩金子ニテ御用立申候、昨日も上り候処
且那樣御逢被成下、来月廿日迄ニ返済スルト被仰聞、
夫レ迄待くれ候様被仰候、右様御無心且浪人被成候人
々(社)式十人斗見へ申候、皆々大小御助力申上候、右ノ心
得故、右五貫目ノ事、是迄不申上候と申聞候、我等方

へ稀ニ書状申来候も唯々御上ノ御旧恩ノ事ノミ申遣候、
右之趣ヲ以、右馬助殿へ申上候也、

三四 十一月十二日 (隆太郎作州へ歸る)

朝、作州明美隆次郎御暇乞ニ罷出候旨申聞候、則逢
申候所、昨夕、御上様ノ金十兩御下ケ被遊被下、外ニ
御目録金式百疋頂戴仕候、右ニ付御証文返上仕候旨申
聞、先々夫レは重畳ノ事、志かし今少御用有之間、宿
へ引取見合罷在候様申聞、隆次郎返し置、直様右馬助
殿へ参り御逢にて、昨日申上候一件如何御考被下候哉
と御尋申候処、御答ニ、昨日御手前へ申聞候跡ハ御用
人并御郡奉行ノ伺出候、嘆願書も一覽、尤ノ儀、乍然
当時ノ上、極々御難渋中ノ儀、金子十兩外ニ目録遣候
様申談置候と御申也、我等申候ハ、右十兩斗(社)ニテは余
り少分ニテ中々家屋敷共留メ出来申間敷、セメテ五兩
位はいかかと申上候、とふも誠ニ上御勝手方致様も無
之、極御難渋中ニ一兩ノ事も容易ニ出来不申、左候ハ

、三兩は如何と被仰候故、よいだんてハこさりませぬ、然は三兩被成下候様と申上候、左候ハ、追付取持進可申と被仰候、追付右三兩御越、御口上書ニ、過刻御咄申置候正金三兩為持進達致候、宜様御取斗(計以下同)可被下候との御紙面也、感し入候事也、依之直ニ隆次郎呼寄、祖父治郎兵衛(次)在勤中実体之所を賞美致し、右三兩ヲ包候而水引かけのし付、古田次郎兵衛へと細く書付、右馬助殿ヲ被成下候旨ヲ以遣候処、殊之外難有かり落涕ニ及申候、此度之御恩亡却不仕ト、くり返し度々申聞、右馬助殿(ちよつと)へ鳥渡御礼ニ罷出候様申聞、此間婚姻有之ニ付、其欲と申ニ致セハ御受納可有と申聞候、御酒ノ切手五持参御酒被下候由、我等方へも酒切手五持参昨晩看くれ候へとも返し申候、此御酒是非受納いたしくれ候様無理ニ申聞、我等方君子慎其独、半截ニ志たため遣候処、殊之外有かたかり度々御辞儀いたし、惜別之情顯于面候、表ノ評議ニかけ候ハ、二兩か三兩か位ノ事、中々十兩又式百疋などと申事思ひもよらず候処、

全く右馬助殿御差図ゆへと有かたく存候、隆次郎へも殿様之御徳ヲ四方へ響セ候様之御取斗、我等於て甚喜ひ申候、一太郎申聞ニ、右馬助殿も陰徳、あなたも又広大ナル陰徳ヲ被成候と申聞、前文ニも認候通、我等隠居ノ事、決而金銀ノ事なと携り不申、きひしく断申候へとも、誠ニ／＼無余儀右通取斗申候、是も真ノ隠居なれハとうても不申候得とも、御殿にて講釈も被仰付置候我等ニ候得は、とうてもいわぬと申斗(計)も無之と存候て、右位ノ事取次いたし遣候也、是第一ニハ君上之御徳輝、第二ニは律義モノ、次郎兵衛救い遣候心得にて右通也、誠ニ／＼聊ノ被下金にて十分有かたかり、落涕にて引取候事、是亦可称也、

二五 十二月二十四日(左京の父仙石三次の人となり)

訪西川惣左衛門弔慰也、為予設一酌、談話良久而還、惣左衛門話ニ、仙石(仙石久長)三次殿事申出候、何年比歟、貞相院様、三次殿ヲ召被為候、其時三次殿申分ニ、御用

向ノ事万端(仙石久賢)内蔵允能心得罷在候、是ヲ被為召候様と申立て、内蔵允殿御出府被成候由、尋賞貪功は人情ノ常ニ候処、手際ニ内蔵允へ譲て自身不被参候由、其節殊之外評判宜候由、重田甚五兵衛咄候由、又或時、内蔵允殿福成寺前亭へ参被居候処、三次殿川狩ニ被参、福成寺ノ手前ニて引返し被申候、其時被申ニ、内蔵允ハ御政事ニ骨折、昼夜思慮致居候、其前ヲ阿ミをさげて通られぬと御帰被成候由、又或時入湯致にて惣左衛門も参合セテ芝居見物ニ参られ、宇野甚助も御供、妾某も参り、三次殿小用ニ立、濟テ手を洗被申ニ、甚助水カケル、妾手ヲ片手ツ、洗て進セル、惣左衛門手巾ヲ出シ申ニ、少も自身セズ人ニサセル、芝居ノモノ肝ヲ潰し候由、

(5) 嘉永二年(七四歳)

三〇六 十月十七日 (多田弥太郎、大砲試射)

今日七時ノ夜ニかけ多田弥太郎(ホ)ニ打候由、上も六本松へ御出有之、御覽被遊、御年寄・御用人御供被仰付候由、弥太郎先々無滞程々ニ打候由、諸方へ存外響、殊外来人多、松縄手ノ御城下迄殊ニ人満候由、町内他所人(哥)斗ノよし、因州家中ノ来候由、宮津・田辺勿論也、

三〇七 十一月十二日 (太郎、義倉方出役差し留め)

今日薄暮、御用人月番金沢半蔵呼来、罷出候処、父一棹儀、思召被為在候ニ付 桜井宣藏 義倉方へ出役之儀被差留候事

十一月十二日

右ニ付宣藏差扣候処、差扣伺ニ不及旨被申聞候、依之門戸タテ不申候事、此一段有かたく存候也、

三〇八 十二月八日 (多田弥太郎、公より褒美を賜わる)

多田弥太郎来云、昨日御用人ヲ以、先日ボンベン打ニ付御称美、白銀式枚被下、今日御側方へ被為召、御膝下へ被為召、御息ノかかる所迄罷出候、段々御懇意御賞美有之、御紋付御手自被成下、御上下被成下候由、吹聴来ル、

(6) 嘉永三年(七五歳)

二〇一 二月十日 (二太郎、面会遠慮御免)

今夕八時後、御殿ヲ呼来、宣藏罷出候処、御用人月番ヲ以、被仰出候左之通、

父一棹儀、万端遠慮罷在、親類之外

面会は致間敷旨被仰出置候処、此節

桜井宣藏

御舎之儀有之ニ付、不及其儀候、

右之趣被仰出候旨可被申談候、

二月十日

先々右通遠慮御赦免被仰出、難有仕合存候也、親類夫々為知遣之、

三〇 二月二十四日 (聖堂造管時の思い出を語り合う)

訪服部寿丈子老人、老人云、此間ガアナタニ逢たら申上フト存た、聖殿御造管ノ時ノ事ヲ存テ居候人ハ、アナタト私二人斗ニ成た、外ニ此事咄候無之、渡辺肇御普請奉行なり、聖堂御掛リニテ肇工夫ニテ御屋根ノ張出し辺ニハ必落ル道理ニ成候、此肇工夫ト云ハ、ロクロニテ巻出し、夫レニテ持合ドノ様ナ大雪ニテもヒツクリトモセぬ軒ノ深キ事ヲ御覽被成よ、且近来ニ至テモ松ヤ桜・多羅葉ノ根敷瓦ヲ持上ル、木ヲ切テ仕廻かよいなど云評議ニ成、どふかそれハ聖殿ヲ潰して仕舞様ノ事、関口齡助積菜拜見して、十方モナイ大名デ天子ノ祭ヲスル、カネや太鼓テさわく、馬鹿ナ事と、さんくニのゝしる、井上謙藏、イヤソレハ延喜式ニ出て居るとイへバ、何ニ出て居ふか、全体済ヌ事と、

今ニも潰ス勢にて居候、其様ナ十方なしヲ申者ニハ相
手ニ成られぬ、学校ヲ建、聖廟ヲ建候、皆諸侯方ノ御
役也、ソレヲ潰様ノ事申もの又々出まいものでもない、
御心得被成がよい、此事阿なたと私兩人ノ外知た人有
まいと、くり返々々被申聞候、始終此人斗我等ニ背か
ず骨折候也、依之詳記置也、

三一 十二月十九日 (一 太郎危篤の報届く)

夜四時、自京宣藏、当浅沼市兵衛・山内弥藏兩名ニ
て、丹波路一日半之飛脚着、宣藏一柳へ武用講罷出居
候、急々呼遣し開封致候処、十三日以来一棹風邪手戻
いたし、追々ニ食事減し様体不宜ニ付飛脚差立候由、
驚入候事也、追々田中伊兵衛・渡辺三郎兵衛・竹村猛
吉・多田弥太郎来、宣藏願書差出し無程相濟、曉七半
時比出立、舛屋利右衛門つれ参候、舛利つれ心付候は
田中伊兵衛也、深切至極といふへし、伊兵衛・三郎兵
衛兩人ハ別格親切也、茶ノ間へは出入ノもの数人、舛

屋親子三人来、山本屋武左衛門・材木町新介・作平、
新介ハ宣藏召連罷越、此夜皆不眠、宣藏出立見送引候、

三二 十二月二十日 (一 太郎死去の報届く)

今夜五時過又々飛脚到来、一棹儀、十三日以来日々
悪敷方にて飲食不進、嘔吐烈敷、追々危篤ニ至り、十
八日酉上刻致死去候旨申来、けしからぬ事、挙家放声
悲哀尤至極ニは候得共、我等大声にて鎮之候、追々来
人多満屋也、此夜徹夜いたし候也、利右衛門此飛脚ニ
小野原ニ出合、利右衛門ハ出石へ帰り、宣藏ハ国領嶺
ノ笹山へ、一棹死骸は長持へ入レ、御用物ニして西丹
波路へ帰候ゆへ、宣藏、迎ニ跡戻りいたし候也、

三三 十二月二十六日 (家中へ村替えの吉報公表)

今日御用惣出仕、麻上下着用也、御用番荒木頼母殿、
伝命曰、公儀出格之思召ヲ以村がへ被仰付候、御場所
之儀は追而可被仰出旨也、何レも御祝儀申上退散ノ由、

御老中々御勘定奉行へ仙石讃岐守勝手方取統ノ為村が
へ被仰付候と申御達有之候由、

(7) 嘉永四年(七六歳)

三四 正月二十五日

(外様大名にとっては、村替えは加増のこと)

今日御用惣出仕、尤無別儀先般被仰出候御村かへと
申は、外様大名にては御加増と申は無之ニ付、村がへ
と被仰出、矢張御加増被下候思召ノ由、夫故心得違村
かへヲ容易ノ御事と心得てハ不相成、此所厚心得候様
真田信濃守様御直書、当殿様御直書被成下候ハハ、追
而写御下ケ可被成との御事也、誠ニく有かたく夫々
申聞候為メ河合寛吾ノ我等方へ罷越候也、

三五 正月二十六日(村替えについての仙石右馬助の述懐)

予有微邪、池口徳郎来診、池生云、仙石右馬助殿御側
へ田中惣兵衛罷越、むね(腕)なと撫さすりいたし候時、夢

う(た)汰のようニ、触ヲ出さすハ成マイ、今度ノ村かへ千
石ふへるか、式千石ふへるか知らねとも、出石ノくせ
で千石有ハ老万石も有様ニ取扱ふ、夫にては何ほう有
ても足らぬと御申候由、惣兵衛問返しスレハ夢ノ様ニ
御座候よし、国事ニ骨折られたる証也と申候、又云、
御医者中間にて啗合ニ、漢ノ世三傑ハ蕭何・張良・韓
信也、今度御村かへも新九郎殿ハ表へ出て合戦仕て御
座候、謀を帷幕ノ中ニ廻ラスハ桜井一棹、蕭何ハ右馬
殿、御難波中、手都合ニ仕送りヲ被成たと申評ノよし、
八木町舛屋和平申ニ、此間奥野屋文蔵来云、今度ノ事
わしも手柄ヲと申たい人か有ふが、中々是度ノは高イ
所へ手届人テナケレハ功ハ出来、其人ハ桜井様ガ外ハ
無イト申候由、是は有栖川宮様・日光御門主などへ取
入候講尺(尺)なと申上候も手ノ届たるといふべし、